

循環のまち・ふくおか推進プラン
－第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画－
(改定版)

令和3年8月策定

令和7年3月改定

(プラスチックの分別収集区分追加)

福岡市

目 次

1 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1

第2章 ごみ処理の現状

1 前計画の振り返り	3
2 課題	9

第3章 計画の基本的事項（長期ビジョン）

1 循環のまち・ふくおか推進プランについて	19
2 テーマ・基本方針	20
3 数値目標	26
4 取組指標	28

第4章 施策の推進（第1期実行計画）

1 実行計画の概要	33
2 基本方針別施策	33
3 重点3品目に関する施策	43
4 分野横断的施策	50
5 ごみ減量・リサイクルに関する調査・検討	54
6 その他の取組み	54

第5章 ごみ処理体制

1 ごみ処理に関する基本的事項	55
2 施設整備の基本方針	63

第6章 計画の進行管理

1 進行管理の方針	65
2 数値目標と取組指標による進行管理と進捗状況の公表	65

2 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の基本方針	66
2 生活排水処理基本計画	66

資料編	67
-----	----

1 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

福岡市では、2011 年(平成 23 年)12 月に「新循環のまち・ふくおか基本計画(第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画)」(以下「前計画」といいます。)を策定し、「元気が持続する循環のまち・ふくおか」をテーマに市民・事業者の自主的・自発的な取組みを行政が支援することにより、環境保全と都市の発展を踏まえた「福岡式循環型社会システム¹の構築」を市民・事業者の皆様とともに推進してきました。

その結果、人口や事業所数は増加する中、市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量や1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量は減少しています。

一方、前計画の策定から10年近くが経過する中、福岡市では人口が前計画の想定を上回って増加しており、好調な経済状況を背景に事業所数も増加しています。

また、2015 年(平成 27 年)の「持続可能な開発目標(SDGs)²」の採択以降、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化しており、プラスチックごみや食品ロスの削減など新たな課題への対応が求められています。

さらに、2019 年(令和元年)に発生した新型コロナウイルス感染症によって、これまで以上に安定的な廃棄物処理も求められています。

「循環のまち・ふくおか推進プラン(第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画)」(以下「本計画」といいます。)は、これらの状況の変化や新たな課題に対応するとともに、発生抑制や再使用に重点を置いた3R³の取組みにより「福岡式循環型社会システムの構築」を一層推進するものです。

2 計画の位置付け

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画であるとともに、環境基本法(平成5年法律第91号)や循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の理念を踏まえた長期的かつ総合的な視点で循環型社会の形成を推進する計画です。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」といいます。)第13条第1項に基づく市町村食品ロス削減推進計画及びプラスチック資源循環戦略(令和元年5月31日閣議決定)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」といいます。)の趣旨を踏まえたプラスチックごみ削減推進計画としての機能も有するとともに、「福岡市環境基本計画(第三次)」の部門別計画となるものです。

¹ 福岡式循環型社会システム：

ごみ問題を市民・事業者が自らの問題と捉え、市民・事業者・行政などの適切な役割分担のもとに、市民一人ひとりや各事業者の活力を活かし、自主性と自発性を尊重し、循環型社会を構築していくという考え方。

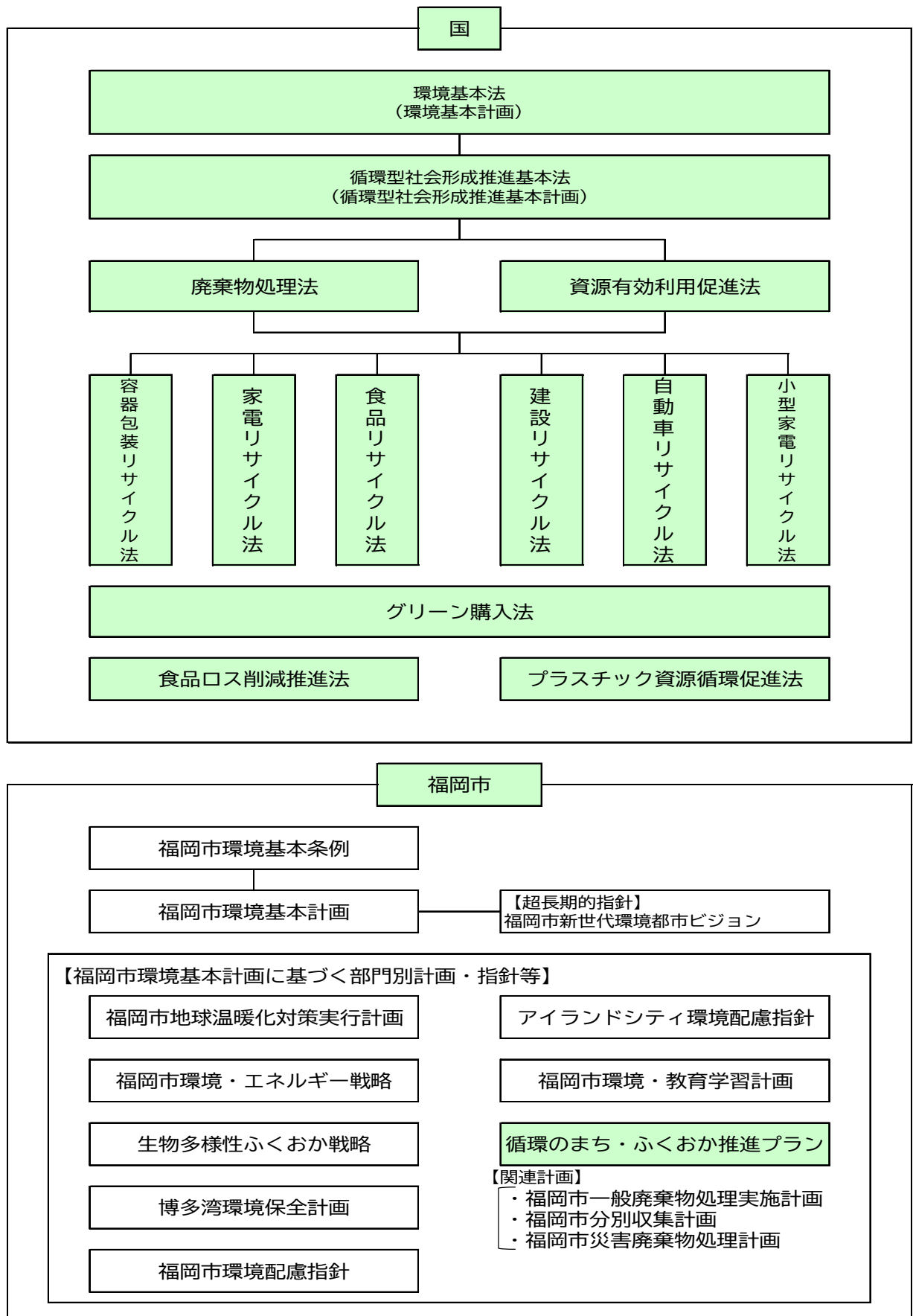
² 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)：

2015 年(平成27年)9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際社会全体の開発目標(17の目標、169のターゲット)。2030年(令和12年)までの15年間で「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な問題に取り組むこととされている。

³ 3R：

①リデュース(Reduce:発生抑制)、②リユース(Reuse:再使用)、③リサイクル(Recycle:再生利用)の頭文字をとったもので、循環型社会の構築に向けて、①から③の優先順位で取り組む必要がある。

■ 図表1 循環型社会形成推進のための法体系及び計画の位置付け



第2章 ごみ処理の現状

1 前計画の振り返り

(1) 前計画の概要

① 計画の名称

「新循環のまち・ふくおか基本計画（第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」

② 計画の位置付け

- ・廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づく法定計画であり、環境基本法などの関係法令の理念を踏まえ、長期的・総合的な視点で循環型社会の構築を推進する計画。
- ・福岡市環境基本計画の部門別計画として、廃棄物の適正処理及び資源の循環的利用を市民・事業者と共働して推進していくための方針及び施策を定めたもの。

③ 計画期間

2012年度（平成24年度）～2025年度（令和7年度） ※基準年次：2009年度（平成21年度）

④ テーマ

「元気が持続する循環のまち・ふくおか」

市民・事業者の自主的・自発的な取組みを行政が支援することにより、環境保全と都市の発展を踏まえた「福岡式循環型社会システムの構築」を推進する。

⑤ 基本方針

- 方針1 循環型社会づくりのさらなる推進
- 方針2 処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- 方針3 持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

⑥ 数値目標・取組指標

・数値目標

ごみ処理量⁴ 11万トン削減（基準年次:58万トン⇒目標年次:47万トン）
ごみのリサイクル率⁵ 10ポイント向上（基準年次:28% ⇒目標年次:38%）

・取組指標

3R率、3Rの実践度、有害廃棄物等適正処理の実践状況、家庭ごみの容積、埋立処分量、温室効果ガス排出量

⁴ ごみ処理量：

ごみ排出量のうち、資源物や地震や水害などによる災害廃棄物等を除いた量。

⁵ ごみのリサイクル率：

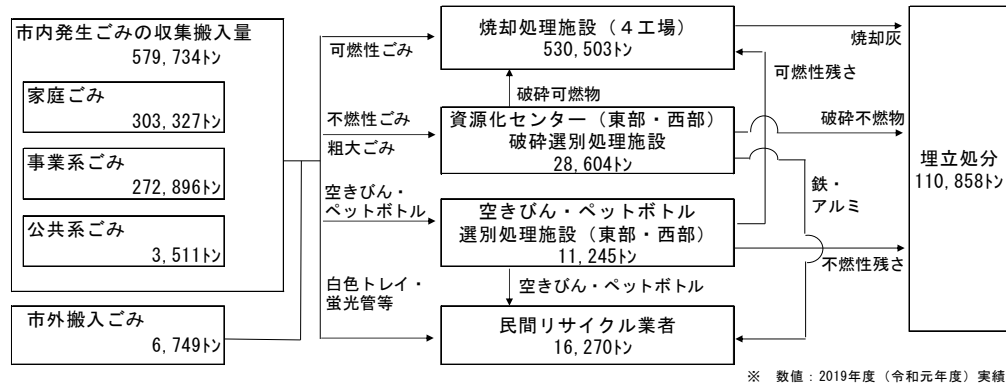
リサイクル量をごみ処理量とリサイクル量の合計で除した割合。

(2) 実績

① ごみ処理のフロー

福岡市におけるごみ処理の流れは図表2のとおりです。

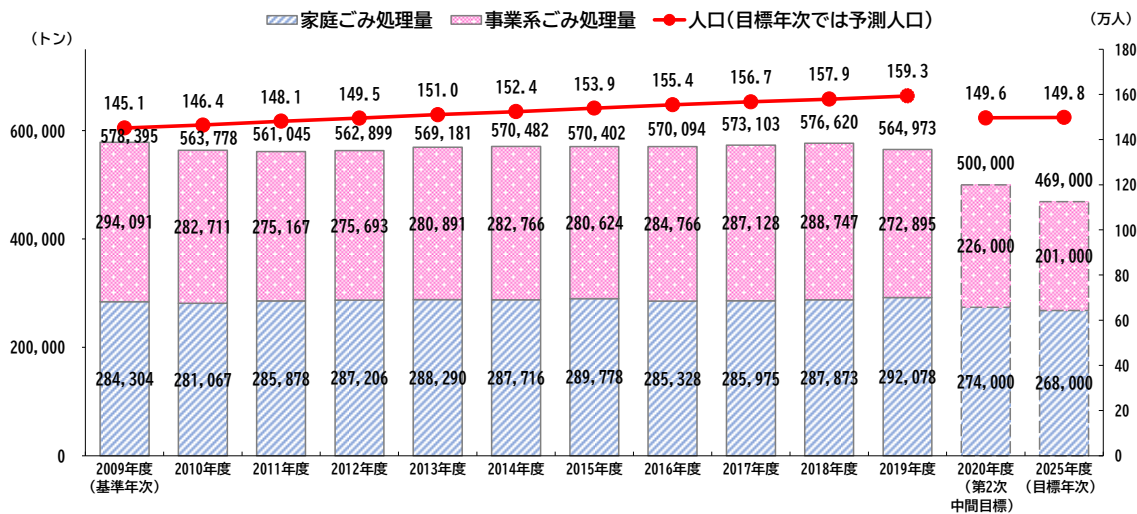
■ 図表2 福岡市におけるごみ処理のフロー



② ごみ処理量の推移

- ・家庭ごみについては、市民1人1日あたりのごみ処理量は基準年次と比較して 36g 減少しましたが、人口増加等の影響により、処理量全体は微増傾向にあります。
- ・事業系ごみについては、事業所数が増加する中、事業者への指導・啓発などの取組みにより横ばいで推移していましたが、2019年度（令和元年度）に実施した産業廃棄物等の搬入規制により、2019年度（令和元年度）のごみ処理量は基準年次と比較して約2.1万トン減少しています。
- ・2019年度（令和元年度）のごみ処理量の総量は56.5万トンで第2次中間目標の2020年度（令和2年度）の目標値を約6.5万トン上回っており、目標値と実績値がかい離しています。

■ 図表3 ごみ処理量と人口の推移



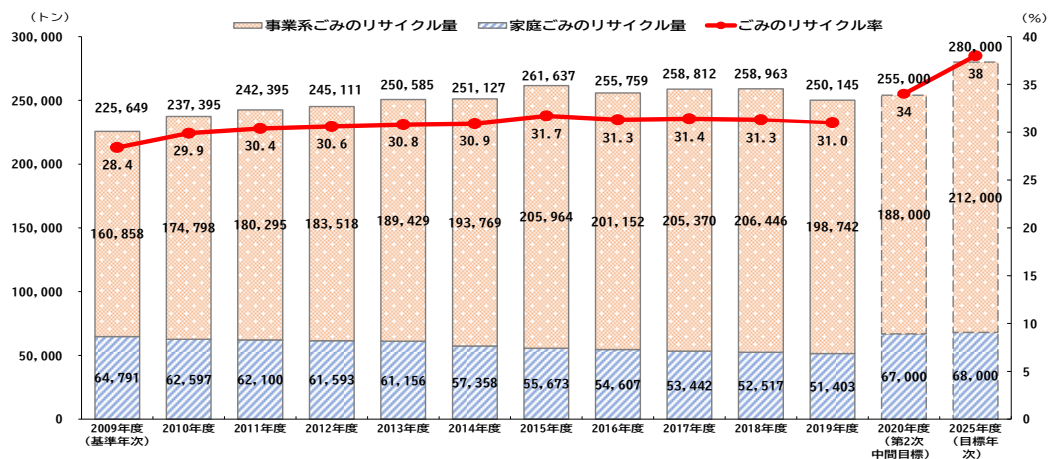
年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025
家庭ごみ原単位	537	526	528	526	523	517	515	503	500	499	501	501	491

（目標値）

③ ごみのリサイクル率の推移

- ・家庭ごみのリサイクル量は減少傾向ですが、主な要因は新聞の回収量の減少であり、発行部数の減少が影響しているものと考えられます。
- ・事業系ごみのリサイクル量は、事業者への指導・啓発の取組みや古紙の資源化ルートの確立などにより、増加傾向です。
- ・ごみのリサイクル率は31.0%となっており、基準年次の2009年度（平成21年度）と比較して、2.6ポイント増加しています。

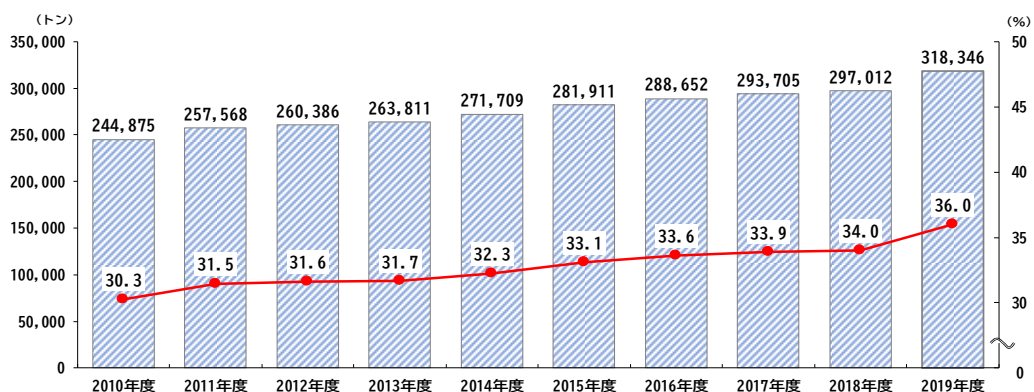
■ 図表4 ごみのリサイクル量と率の推移



④ 3R率⁶（ごみの発生量に対する3Rが実践された比率）の推移

- ・3R率は36.0%で、2010年度（平成22年度）と比較して、5.7ポイント増加し、3R量は約7.3万トン増加しています。
- ・市民・事業者のリサイクルへの取組みにより、3R率及び3R量はともに上昇しています。

■ 図表5 3R量と3R率の推移



⁶ 3R率：

3R量（発生抑制・再使用量とリサイクル量の合計）をごみ処理量と3R量の合計で除した割合。

⑤ 3Rの実践度

- ・ごみ減量・リサイクルへの関心度は高い水準で推移しており、3Rの認知度は向上していますが、3Rの実践度は向上の余地があることから、より市民の実践につながるような広報・啓発の取組みが必要です。

■ 図表6 市民意識調査の結果

○ごみ減量・リサイクルへの関心度

	2009年度 (基準年次)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
関心度	90.9%	91.4%	93.3%	90.5%	90.7%	93.2%

○3Rの認知度

			2009年度 (基準年次)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
3R	2R	リデュース	38.2%	58.7%	62.8%	61.7%	57.6%	70.1%
		リユース	49.8%	64.2%	65.7%	65.9%	65.7%	72.4%
	リサイクル		89.1%	94.5%	92.2%	92.7%	91.8%	93.2%

○3Rの実践度

実践項目		実践率					
		2009年度 (基準年次)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
リデュース	レジ袋辞退	63.3%	76.5%	75.3%	68.4%	68.5%	79.2%
	詰替商品の購入	58.8%	81.3%	82.5%	78.0%	79.0%	78.3%
	生ごみの削減	53.1%	56.3%	59.7%	58.2%	54.4%	58.9%
	計画的な購入	46.1%	46.8%	37.9%	40.7%	40.6%	44.3%
リユース	フリーマーケット等の活用	34.9% (2012年度)	34.3%	35.3%	40.3%	34.8%	35.1%
リサイクル	集団回収の利用	65.6%	—	68.0%	62.8%	60.0%	64.5%
	古紙回収ボックスの利用	34.9%	—	30.3%	29.7%	23.8%	23.2%

出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する意識調査」（2009年度）

「市政アンケート調査」（2015-2019年度）

⑥ 有害廃棄物等適正処理の実践状況

- ・蛍光管及び乾電池の回収は、2015 年度（平成 27 年度）から家電量販店で回収を開始したことにより、回収量が増加傾向となっています。
- ・水銀体温計などの水銀添加廃棄物の回収は、2016 年度（平成 28 年度）に環境省のモデル事業として福岡市薬剤師会の会員薬局約 700 か所に回収ボックスを設置、2017 年度（平成 29 年度）からは区役所・市民センターなどを加えて強化しています。

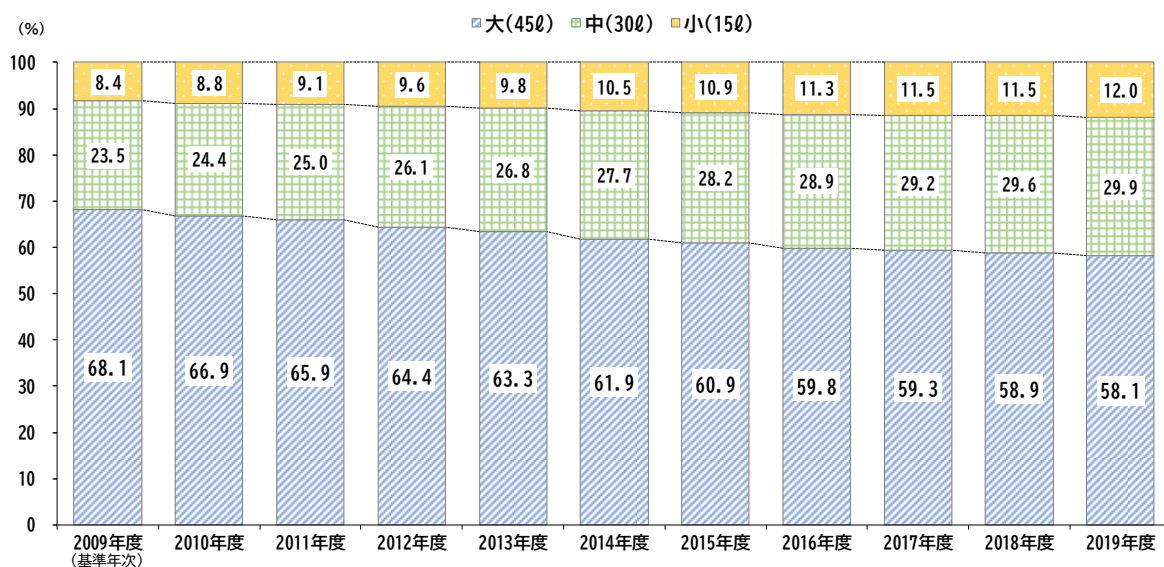
■ 図表 7 区役所等の回収拠点での回収量

	2009 年度 (基準年次)	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
蛍光管・乾電池 の回収量(ト)	1	10	23	28	43	47
水銀体温計等 の回収量(kg)	—	—	163	125	181	132

⑦ 家庭ごみの容積

- ・家庭ごみの容積について、家庭用可燃ごみ袋の販売実績によると、大袋の割合が毎年度確実に減少しており、2009 年度の構成比と比較すると、大袋が 10.0 ポイントの減少、中袋は 6.4 ポイントの増加、小袋は 3.6 ポイントの増加となるなど、減容化が進んでいます。

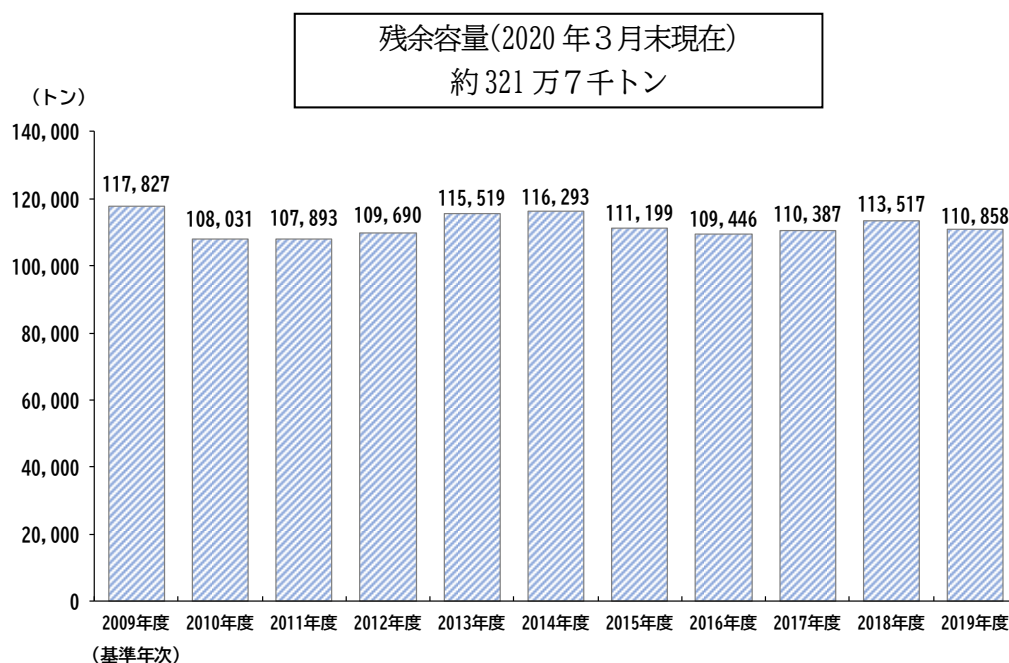
■ 図表 8 家庭用可燃ごみ袋の販売実績の推移



⑧ 埋立処分量の推移

- ・埋立処分量は、ごみ処理量と同様にほぼ横ばいで推移しています。

■ 図表9 埋立処分量の推移

⑨ 温室効果ガス排出量(廃棄物発電によるCO₂排出削減量)

- ・廃棄物発電量は横ばいで推移しており、安定的な発電を維持しています。
- ・CO₂排出削減量は基準年次と比較して、増加しています。

■ 図表10 廃棄物発電によるCO₂排出削減量の推移

	2009年度 (基準年次)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
CO ₂ 排出削減量(トン)	89,676	131,910	129,676	126,154	88,752	94,439
発電電力量(MWh)	239,775	249,831	268,481	272,472	255,771	272,160

- ・CO₂排出削減量は年度ごとに公表される九州電力(株)のCO₂排出係数を発電電力量に乗じて算出しているため、発電電力量と比例しない。
- ・発電電力量は4工場で発電した電力量のうち、福岡市内で発生したごみの割合に相当する電力量である。

2 課題

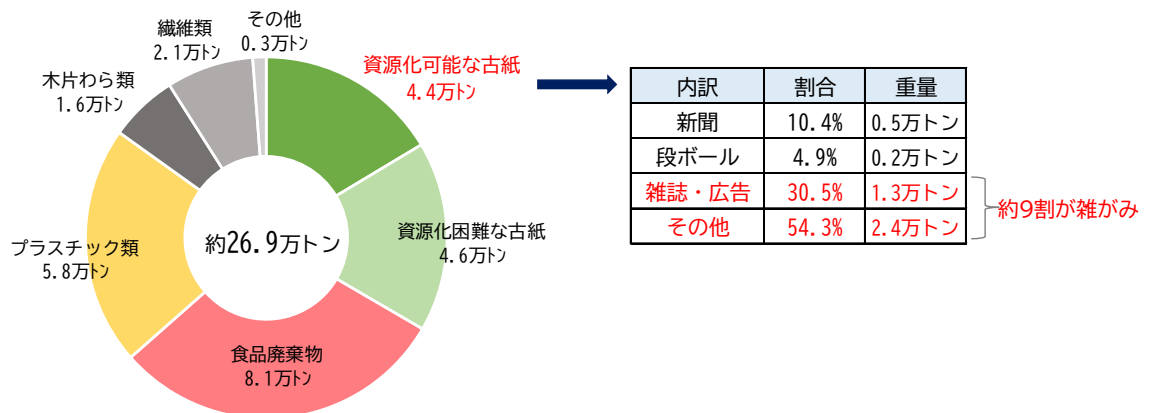
(1) ごみ処理における課題

① 家庭ごみ

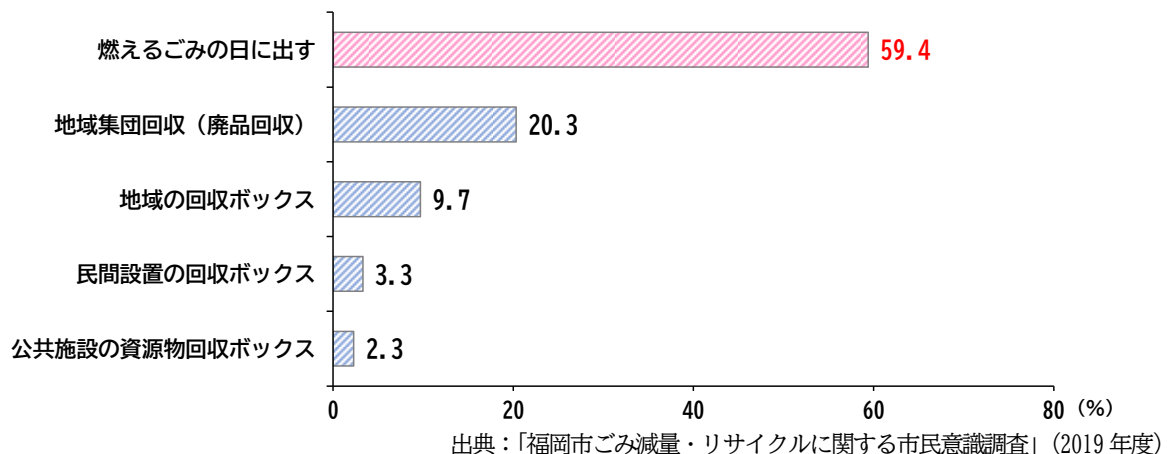
ア 古紙 (図表 11～13 参照)

- ・家庭ごみに含まれる資源化可能な古紙は約 4.4 万トンで、その約 9 割が雑がみとなっています。
- ・雑がみの排出方法については、約 6 割の市民が「ごみとして排出している」と回答しており、年齢が上がるほど、古紙をごみとして排出する割合が低くなっています。
- ・段ボールについては、18～29 歳と 30 歳代の市民がごみとして排出する割合が高くなっています。
- ・そのため、「雑がみ」回収の認知度向上や 20 歳代、30 歳代の市民における段ボールを含めた古紙の資源化に対する意識の向上が必要となります。

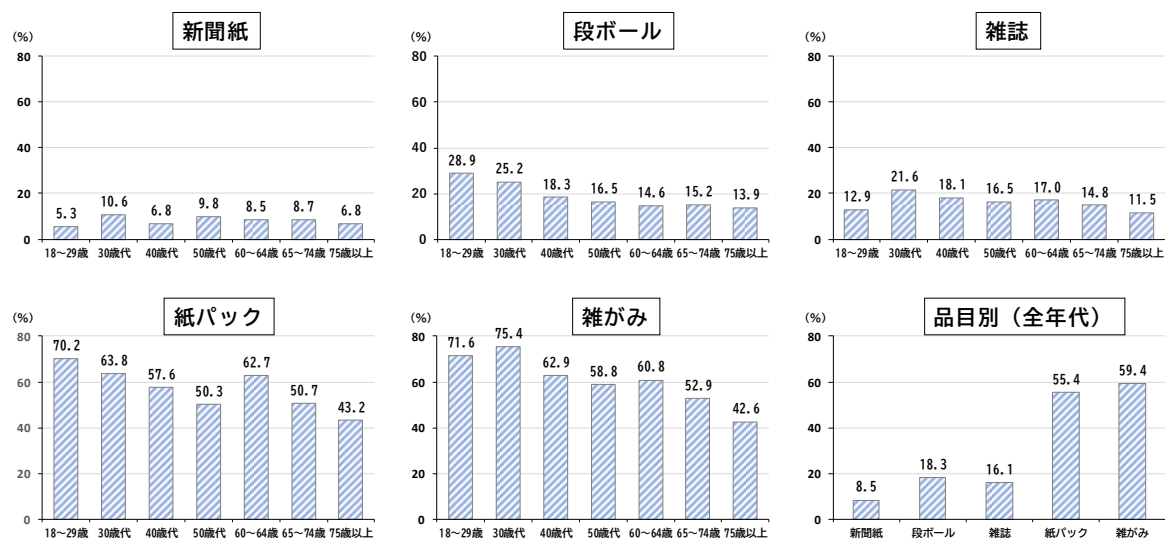
■ 図表 11 家庭系可燃ごみの組成 (2019 年度)



■ 図表 12 雑がみの排出方法



■ 図表 13 古紙を燃えるごみとして排出している割合

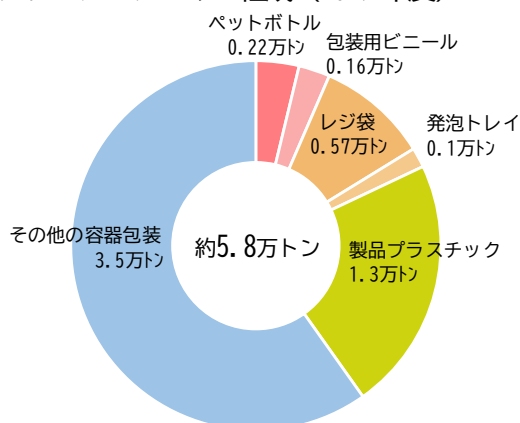


出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」（2019年度）

イ プラスチックごみ（図表 11、14～15 参照）

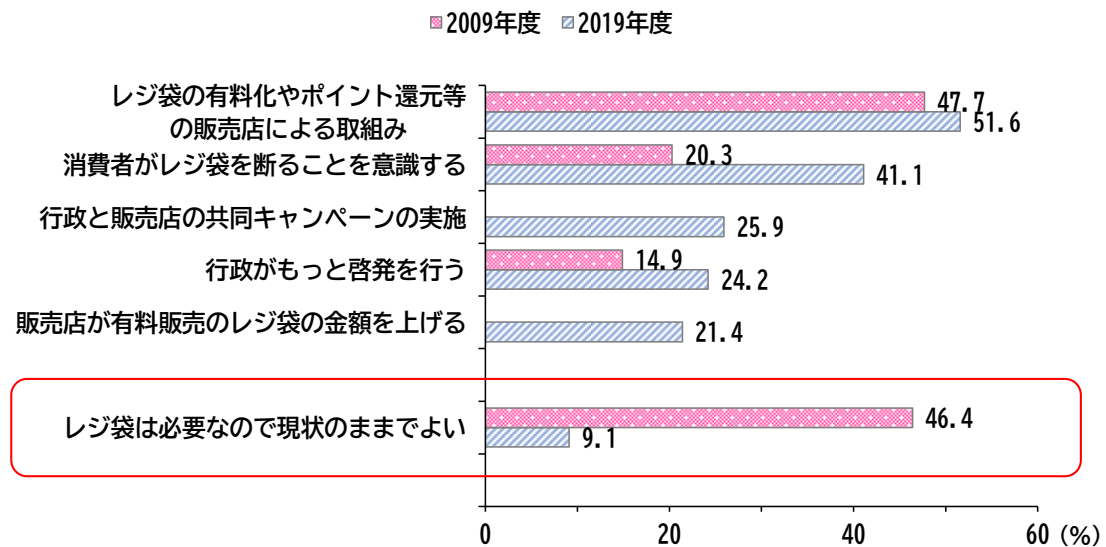
- ・家庭ごみには、約5.8万トンのプラスチックごみが含まれています。
- ・家庭ごみに含まれるプラスチックごみの内訳は、レジ袋が約0.6万トン、ペットボトルが約0.2万トン、その他の容器包装が約3.5万トンとなっています。
- ・レジ袋については、2020年（令和2年）7月の有料化義務化前に実施した調査によると「レジ袋は必要なので現状のままでよい」と回答した割合は10年前の調査と比較して大幅に減少しており、市民意識の変化がみられます。
- ・そのため、不要な物を断る「リフューズ」の推進や適正分別の周知徹底を図るとともに、代替素材⁷の普及促進を含めたプラスチックごみの処理のあり方について、検討が必要です。

■ 図表 14 家庭系プラスチックごみの組成（2019年度）

⁷ 代替素材：

バイオマスプラスチックや紙、セルロース等のプラスチック以外の再生可能な資源を原料とする素材。

■ 図表 15 レジ袋削減に向けた必要な取組み（基準年次との比較）



出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する意識調査」（2009 年度）
「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」（2019 年度）

ウ 食品廃棄物（図表 6、11 参照）

- ・家庭ごみには約 8 万トンの食品廃棄物が含まれており、そのうち約 1.4 万トンが食品ロス⁸（手つかず食品）となっています。
- ・食品ロスの削減につながる「計画的な買い物を心掛け、必要以上の商品を買わないようにしている」と答えた市民の割合は約 4 割に留まっています。
- ・そのため、消費行動の転換を含めた発生抑制策の強化や食品ロス削減につながるフードドライブの認知度向上、生ごみ堆肥化等の推進が必要となります。

⁸ 食品ロス：

本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のこと。「食べ残し」や使用されずに捨てられた「手つかず食品」、野菜のへたなどを除去する際に大きく切り取られた「過剰除去」がある。

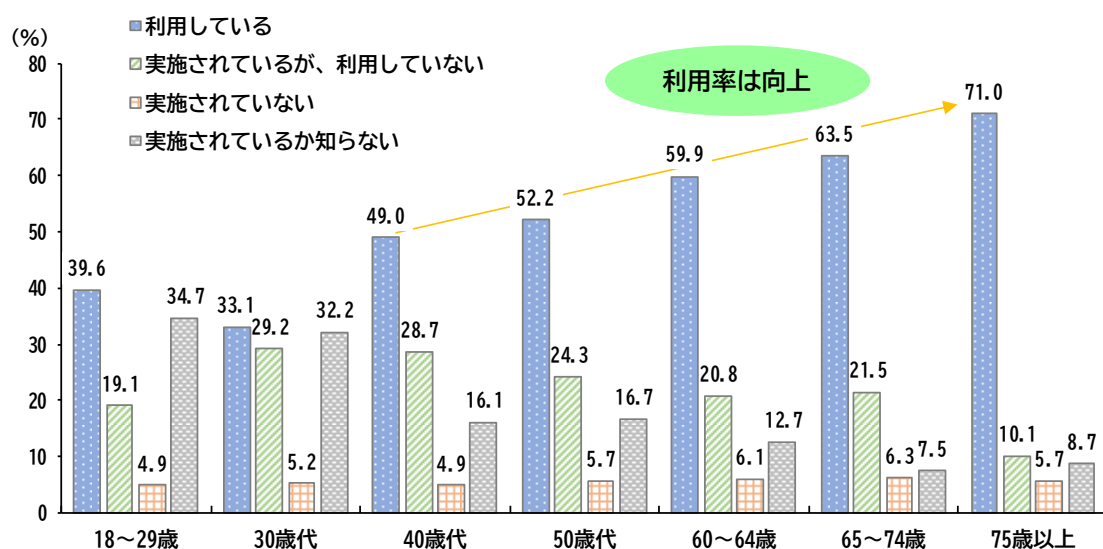
工 地域集団回収等（図表 16、17 参照）

- ・福岡市では地域集団回収による資源物の回収を推進しており、報奨制度の見直し等により実施団体数や実施回数は増加していますが、回収量は新聞の発行部数の減少などにより減少しています。
- ・年齢別の利用状況では年齢が上がるほど利用率が高く、18～29 歳、30 歳代では認知度や利用率が他の世代と比べて低くなっています。
- ・一方で、2018 年度（平成 30 年度）に実施団体に行ったアンケート調査によると、少子高齢化により 4 分の 1 の団体が担い手不足と回答しており、若年世代の利用率向上や担い手不足への対応が課題となっています。

■ 図表 16 地域集団回収の実施状況の推移

	2009 年度	2019 年度	増減
実施団体数(団体)	1,480	1,540	+60
実施回数(回)	13,471	14,495	+1,024
回収量(トン)	27,938	16,201	▲11,737

■ 図表 17 地域集団回収の利用状況



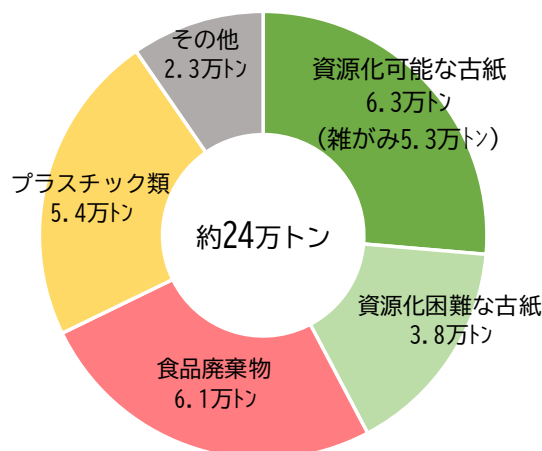
出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」（2019 年度）

② 事業系ごみ

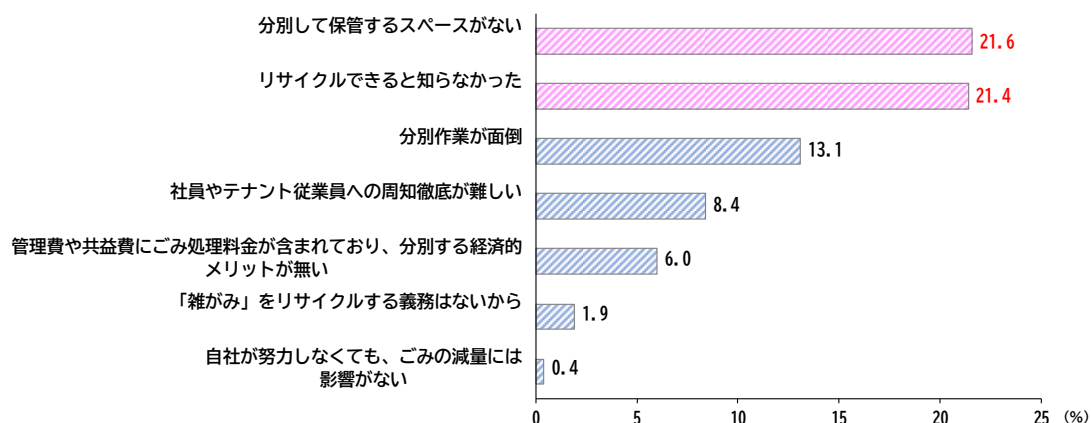
ア 古紙（図表 18～20 参照）

- ・事業系ごみに含まれる資源化可能な古紙は約 6.3 万トンで、その約 8 割が雑がみとなっています。
- ・古紙の資源化が進まない理由として、雑がみの認知度が低いことや保管場所の確保が困難なことが挙げられます。
- ・また、福祉業では紙類の約 8 割が紙おむつであり、超高齢社会の到来により、今後も増加が見込まれます。
- ・保管場所の確保については、2020 年（令和 2 年）10 月開始の事業系古紙の分別区分追加に合わせて排出事業者に対する支援を実施していますが、古紙の更なる資源化のためには「雑がみ」回収の認知度向上や紙おむつの資源化に向けた課題の整理が必要です。

■ 図表 18 事業系可燃ごみの組成（2019 年度）

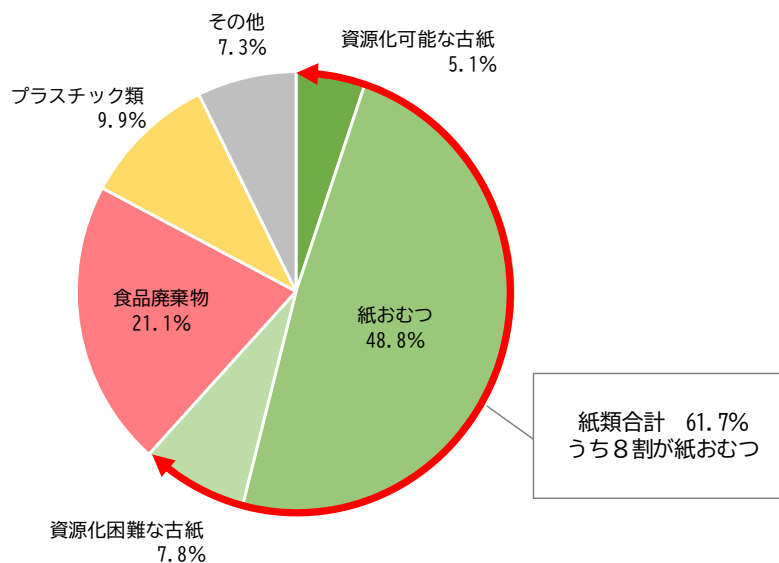


■ 図表 19 雑がみをリサイクルしていない理由



出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する事業所調査」（2019 年度）

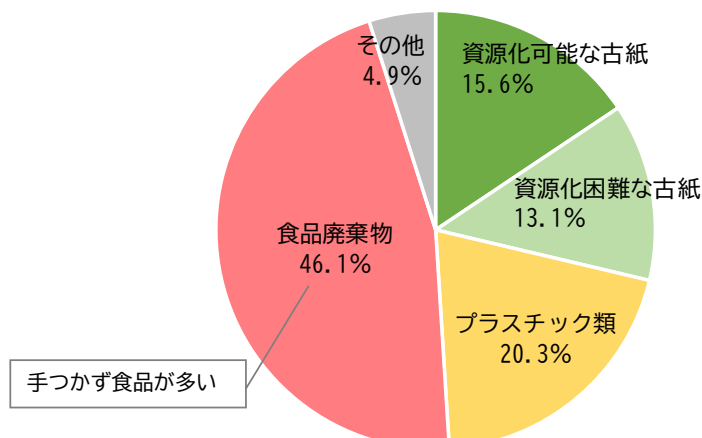
■ 図表 20 業種別（福祉業）可燃ごみ組成（2019 年度）



イ 食品廃棄物（図表 18、21 参照）

- ・事業系ごみには、食品廃棄物が約6万トン含まれています。このうち、小売店や飲食店での手つかず食品や食べ残しが多くなっており、利用者、事業者ともに、食品ロスを減らしていく意識をもつことが重要となっています。
- ・一方で、排出された食品廃棄物を資源化する施設（飼料化）の市内の処理能力は約1万トンであり、十分ではありません。
- ・福岡市では資源化ルートへの誘導を行い、資源化量は増加していますが、処理コストが高ことから、取り組む事業者は限定的となっています。
- ・業種別の減量・資源化の対策やフードバンクの活用、効率的な収集ルートの構築、新規資源化施設誘致に関する施策が必要になります。

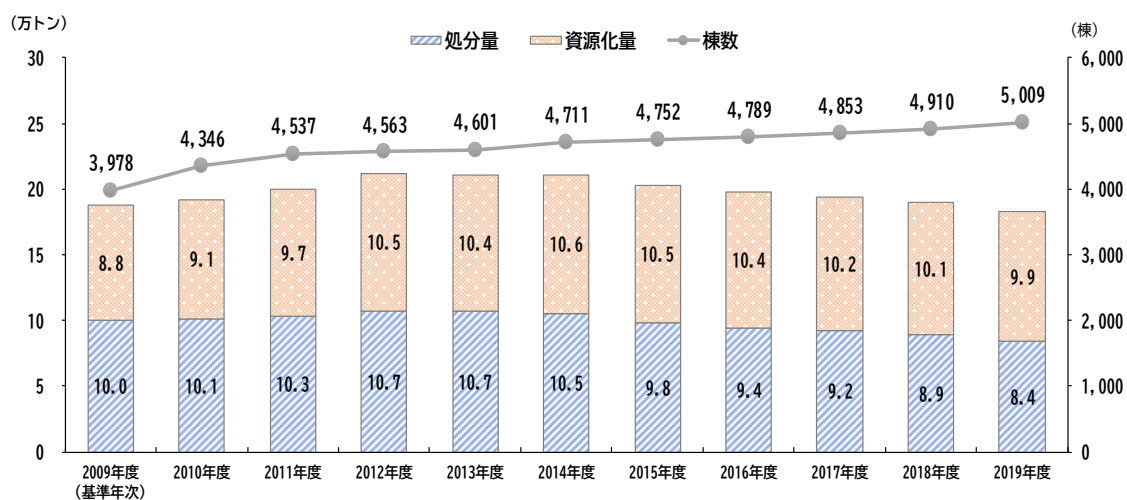
■ 図表 21 業種別（小売業）可燃ごみ組成（2019 年度）



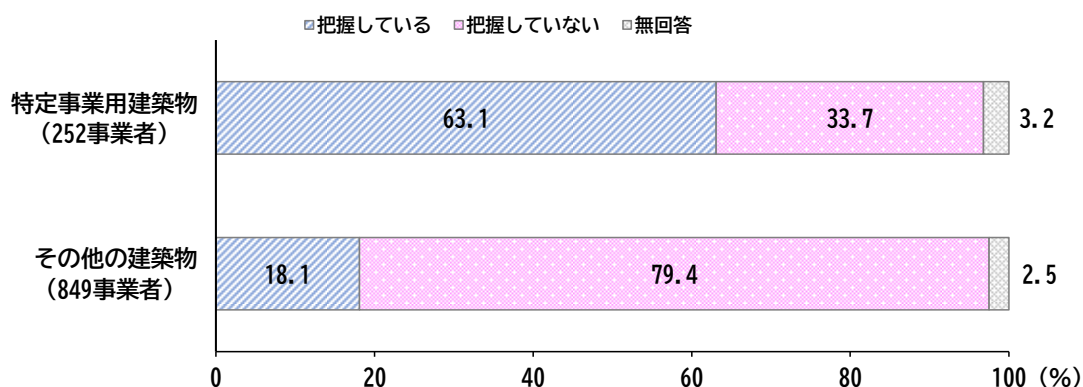
ウ 事業用建築物（図表 22、23 参照）

- ・個別訪問による指導や事業者の意識の向上等により、特定事業用建築物⁹におけるごみの発生量は減少しています。
- ・一方で、特定事業用建築物以外の中小事業者においては、自社のごみ排出量や資源化量が把握できていないという課題があります。
- ・そのため、各事業者への個別訪問による指導を強化するとともに、各事業者が自ら排出しているごみ減量に関する意識の向上が必要です。

■ 図表 22 特定事業用建築物における資源化量・処分量の推移



■ 図表 23 事業者におけるごみや資源物排出量の把握状況



出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する事業所調査」（2019年度）

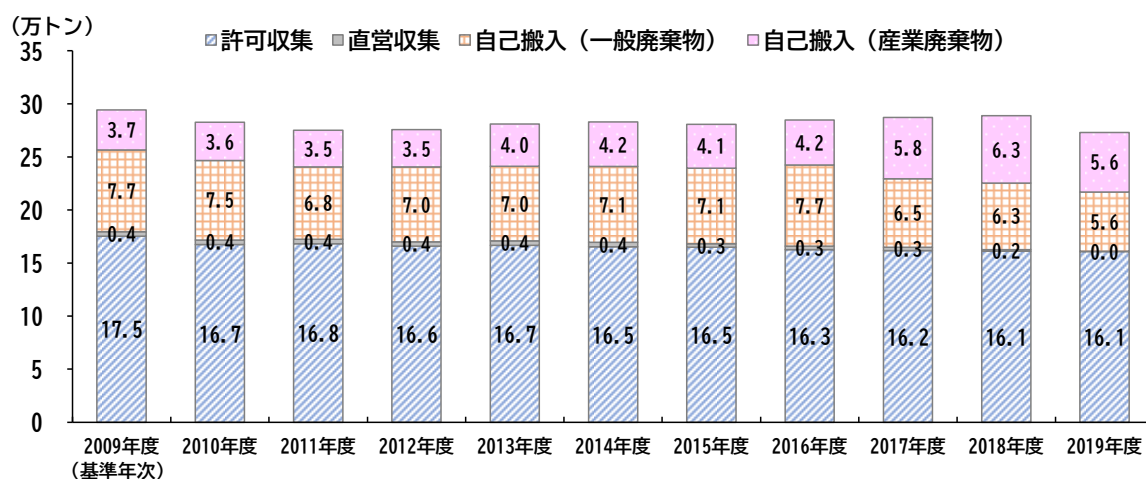
⁹ 特定事業用建築物：

事業の用途に供される部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物。事業系一般廃棄物の減量を推進するため、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、廃棄物の減量等に関する計画書の提出等が義務付けられている。

工 搬入種別（図表24 参照）

- ・許可業者による搬入量は事業系ごみの定期収集手数料の減免廃止¹⁰や特定事業用建築物への指導等により減少傾向です。
- ・自己搬入による搬入量は住宅の増改築等による産業廃棄物が増加傾向でしたが、市外に所在する事業者による産業廃棄物の搬入規制や木くずの資源化施設への誘導により、2019年度（令和元年度）は減少しています。
- ・今後も、排出者責任と適正処理に関する指導の強化や民間施設（産業廃棄物・資源物）への誘導強化が必要です。

■ 図表24 事業系ごみ搬入量の推移（搬入種別）



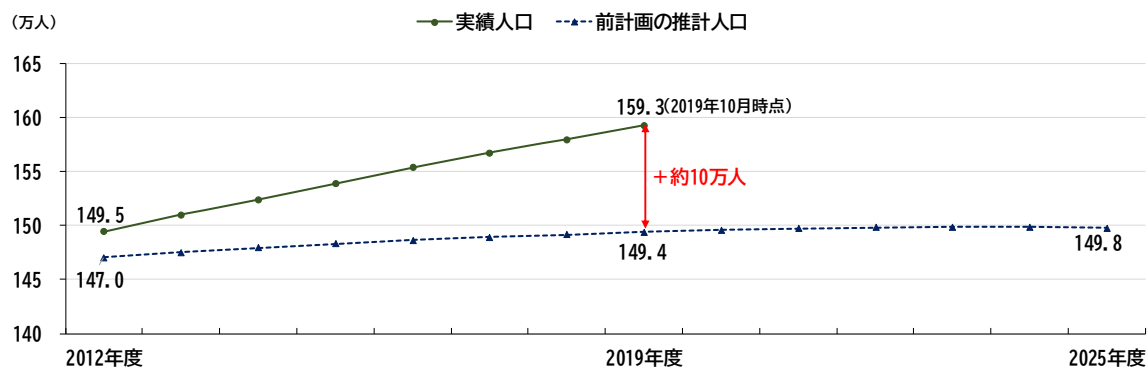
¹⁰ 事業系ごみの定期収集手数料の減免廃止：

排出事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する際のごみ処理手数料については、中小零細事業者の負担軽減の観点から、処分経費を50パーセント減免していたが、排出事業者の自己責任の明確化及びごみ減量・リサイクルを促進するため、2011年度から段階的に廃止した。

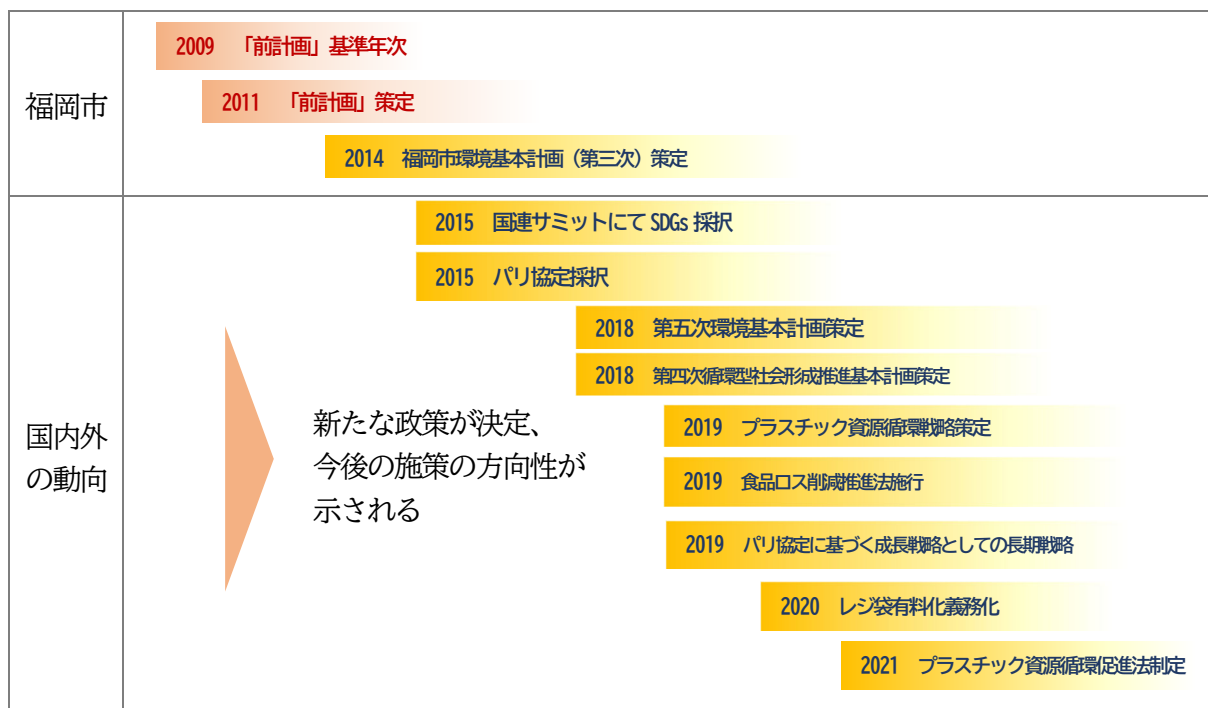
(2) 前計画策定後の状況変化

- ・前計画策定から、約 10 年が経過する中で、人口の増加や経済状況など、福岡市のごみ減量施策の前提となる社会環境が想定以上に大きく変化しています。
- ・また、2015 年（平成 27 年）の国連サミットにおける SDGs 採択以降、国の第五次環境基本計画の策定、プラスチック資源循環戦略策定や食品ロス削減推進法施行など、国等において、総合的かつ長期的な政策の方向性が決定しました。

■ 図表 25 実績人口と前計画の推計人口



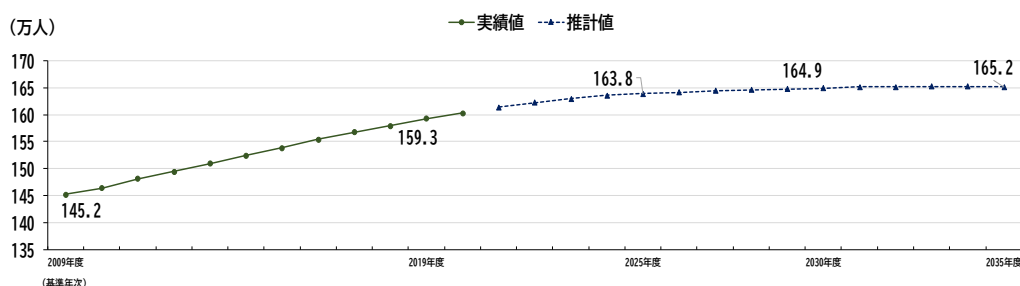
■ 図表 26 前計画策定後の環境政策の動向



(3) 前計画では見込まれていない新たな課題

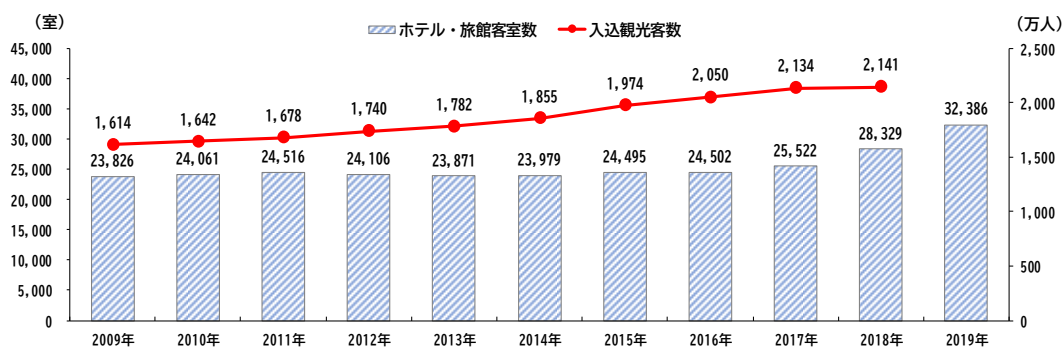
- ・福岡市では、今後も人口は増加が見込まれ、2035年（令和17年）頃に165.2万人のピークを迎える見通しです。
- ・好調な経済状況により、事業所数及び市内総生産額は増加傾向を示しています。
また、観光・MICEによる交流人口も増加し、入込観光客数は7年連続で過去最高を更新しています。
- ・一方、前計画では想定していないプラスチックごみや食品ロスといった新たな課題や、近年では、新型コロナウイルス感染症を踏まえた「新しい生活様式」にも対応する必要があります。

■ 図表27 福岡市の人口、将来推計人口



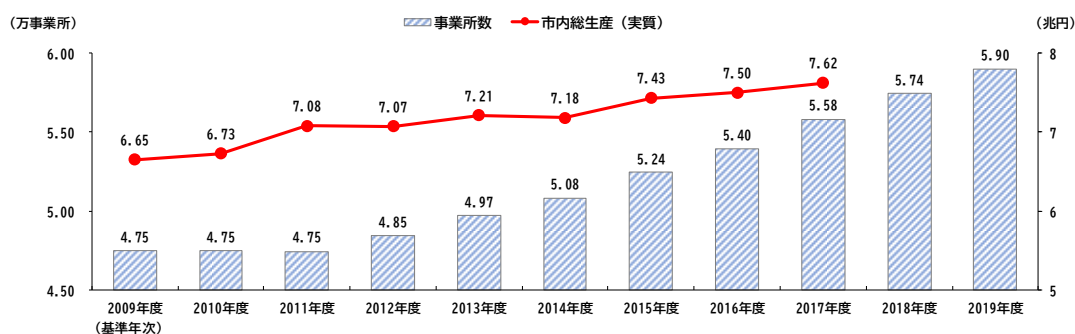
出典：福岡市の推計人口、福岡市将来推計人口（2012年度）に直近の実績値を加味した推計値

■ 図表28 福岡市における客室数、入込観光客数の推移



出典：「福岡市観光統計」（2020年度）

■ 図表29 福岡市における事業所数、市内総生産の推移



出典：「福岡市市民経済計算」（2020年度）、「福岡市税務統計」（2020年度）

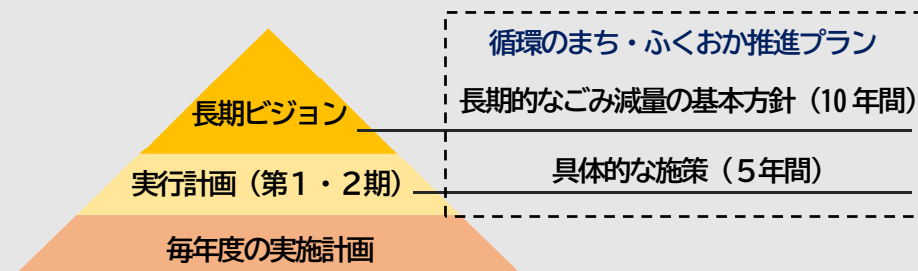
第3章 計画の基本的事項（長期ビジョン）

1 循環のまち・ふくおか推進プランについて

(1) プランの構成

- ・福岡市のごみ減量に関する様々な社会環境が変化する中、プラスチックごみの削減や食品ロスの削減など新たな課題にも対応するため、新たなごみ処理基本計画となる「循環のまち・ふくおか推進プラン」を策定します。
- ・引き続き変化が予想される社会環境や2019年（令和元年）に発生した新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響にも柔軟に対応していくため、本計画では、長期的なごみ減量への基本方針を定めた「長期ビジョン」と5年ごとに具体的な施策を定める「実行計画」を策定します。
- ・また、「実行計画」で定める施策については、効果を評価・検証しながら、毎年度の予算・実施計画等に反映し、着実に推進していきます。

「循環のまち・ふくおか推進プラン」の構成



(2) 計画期間

- ・各計画期間は以下のとおりとします。（基準年度：2019年度（令和元年度））

循環のまち・ふくおか推進プラン（長期ビジョン） 〈第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画〉	10年間 （目標年度：2030年度） 2021～2030年度（令和3～12年度）
第1期 実行計画	5年間 （中間目標年度：2025年度） 2021～2025年度（令和3～7年度）
第2期 実行計画	5年間 （目標年度：2030年度） 2026～2030年度（令和8～12年度）

■ 図表30 循環のまち・ふくおか推進プランの計画期間

2021年度 (令和3年度)				2025年度 (令和7年度)					2030年度 (令和12年度)
循環のまち・ふくおか推進プラン(第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画)									
長期ビジョン（10年間）									
第1期 実行計画（5年間）					第2期 実行計画（5年間）				
			第1期実行計画 評価・検証	第2期実行計画 策定				長期ビジョン 第2期実行計画 評価・検証	次期計画 策定

2 テーマ・基本方針

(1) テーマ

- ・福岡市環境基本計画（第三次）のめざすまちの姿「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち」の実現に向けた部門別計画として、「福岡式循環型社会システムの構築」を推進します。
- ・また、本計画は、**SDGsの理念**を踏まえ、今後も成長を続ける福岡市において、これまで市民・事業者の皆様とともに取り組んできた「**循環のまち・ふくおか**」の取り組みを更に進化させ、**将来世代に繋いでいくためのチャレンジ**であることから、以下のテーマを掲げ、発生抑制と再使用の2Rに重点を置いた3Rの取り組みを推進します。

みんなでつくろう！ 活力ある未来へつなぐ「循環のまち・ふくおか」

- 福岡市に関わる**全てのステークホルダー（市民・事業者・NPO 団体等）の参画**を目指します
- 持続可能な社会を実現し、安全・安心な生活環境を将来に受け継ぎます**
- 地域循環共生圏の形成により地域の活力が最大限発揮される循環のまち**を目指します



コラム

わたしたちの合言葉

本計画では「みんなでつくろう！活力ある未来へつなぐ『循環のまち・ふくおか』」をテーマに発生抑制と再使用の2Rに重点を置いた3Rの取り組みを進めていきます。

テーマの実現に向けて、「わたしたちの合言葉」とともに、家庭や職場、地域場で2Rの実践に取り組みましょう。

資源を無駄にしないわたしたちの合言葉

“**3S**（スリーエス）”で、**持続可能な未来へ**



福岡市の
環境シンボルキャラクター
エコポップ

Simple
必要なものだけ

Slim
ごみを減らす

Share
共有する

(2) 基本方針

- ・テーマの実現に向けて、以下に掲げる4つの基本方針を掲げ、施策を推進します。
- ・また、各方針の実現に向けて、施策の方向性を掲げ、取組みの主体に合わせて施策を分類します。

基本方針 1	都市特性を踏まえた循環型社会づくり
基本方針 2	イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造
基本方針 3	持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換
基本方針 4	適正処理の更なる推進

〔施策の分類〕

- 【共 働】 市民・事業者・NPO・行政などの各主体が協力して取り組む施策
- 【市 民】 市民が主体となって取り組む施策
- 【事業者】 事業者が主体となって取り組む施策
- 【行 政】 福岡市が主体となって取り組む施策

基本方針Ⅰ 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

循環型社会の実現に向けて、第3次産業中心の「商業都市」として、環境配慮型商品の普及を進めるとともに、「アジアの交流拠点都市」として、福岡市を訪れる人々が自然に3R行動を実践しやすい環境を整備します。

【施策の方向性】

○ 環境配慮型商品の更なる普及・促進【共働】

バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックといった代替素材の普及やグリーン購入を促進します。

○ 交流人口をターゲットとした3Rの推進【共働】

駅、空港、宿泊施設、飲食店といった施設の特性に応じた3R施策を推進します。

○ 単身者・高齢世帯等の多様なライフスタイルに対応した資源循環の推進【共働】

単身者や高齢世帯に対応した資源物回収や外国人居住者向けの多言語での広報など多様なライフスタイルに対応した資源循環施策を推進します。



基本方針2 イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

産学官連携によるイノベーションの創出やNPO等も参加した多様なコミュニティによる取り組みによって、地域の活力を最大限に高めます。

【施策の方向性】

○ 設計段階からの環境配慮型商品の開発支援【共働】

環境配慮型商品の普及を目的に設計段階からの開発支援を進めます。

○ AI・ICTを活用したシェアリング¹¹等の2Rビジネス¹²の促進【共働】

AI・ICTを活用した2Rビジネスの普及促進や事業活動における循環経済¹³モデルの導入を進めます。

○ 多様なコミュニティによる都市と自然が調和した資源循環の確立【共働】

地域コミュニティや事業者、NPOなどの多様な主体による資源循環を推進します。



¹¹ シェアリング：

個人等が保有する活用可能な資産等をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して、他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。サーキュラーエコノミーの類型の1つ。

¹² 2Rビジネス：

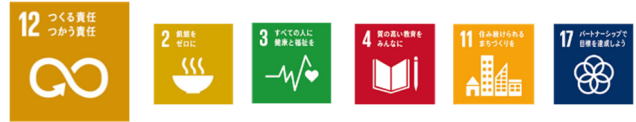
シェアリングやリユース、サービサイジング（製品のサービス化）といった2R（リデュース、リユース）につながるビジネスモデルのこと。

¹³ 循環経済（サーキュラーエコノミー）：

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形な経済活動から製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済のこと。

基本方針3 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

持続可能な社会の実現に向けて、3Rを実践するライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進します。



【施策の方向性】

○ 持続可能な消費¹⁴行動への転換 【市民】

環境に配慮した消費行動の周知啓発やマイバッグ・マイボトルの利用などを促進します。

○ 手つかず食品、食べ残しなどによる食品ロスの削減 【市民・事業者】

食品ロスを削減するため、家庭や事業活動における取組みを推進します。

○ 事業系古紙の資源化推進 【事業者】

雑がみの認知度向上や紙おむつの資源化に向けた課題の整理を行います。

○ ESG投資¹⁵の普及・促進 【事業者】

地域金融機関との連携により、ESG投資の普及・促進に取り組みます。

基本方針4 適正処理の更なる推進

平時から事故・災害時まで一貫して安全を確保できる処理体制を構築するとともに、廃棄物処理過程における脱炭素化や陸域でのプラスチック回収による海洋プラスチックごみ対策を推進します。



【施策の方向性】

○ 適正処理に向けた基盤整備の推進 【行政】

一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策として、廃棄物処理事業における業務継続計画の継続的な見直しや感染性廃棄物への対応を行います。

¹⁴ 持続可能な消費：

地域の活性化や雇用なども含む人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）。

¹⁵ ESG投資：

環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を含めて投資先の中長期的な企業価値を考慮する投資。2006年に国連環境計画・金融イニシアティブが責任投資原則（PRI）を提唱したことを機にESG投資が欧米を中心に急速に拡大した。

○ 大規模災害等に対応できる廃棄物処理体制の構築【行政】

災害廃棄物処理体制の検討や大規模災害に対応できる施設整備、広域支援体制の構築を行います。

○ 廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減の推進【行政】

脱炭素社会実現のため、収集運搬及び処分の各工程における温室効果ガス排出量を削減します。

○ 海洋プラスチックごみ対策、不法投棄対策の推進【共働】

自然環境や生活環境を保全するため、海洋プラスチックごみ対策や不法投棄対策を推進します。

(3) 重点3品目

- ・本計画では、ごみ減量・リサイクルを市民・事業者の皆様に分かりやすく、更なる取組みの推進につなげていくため、可燃ごみ組成の上位3品目である古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3種類を重点3品目と位置付け、重点的な減量施策を実施します。

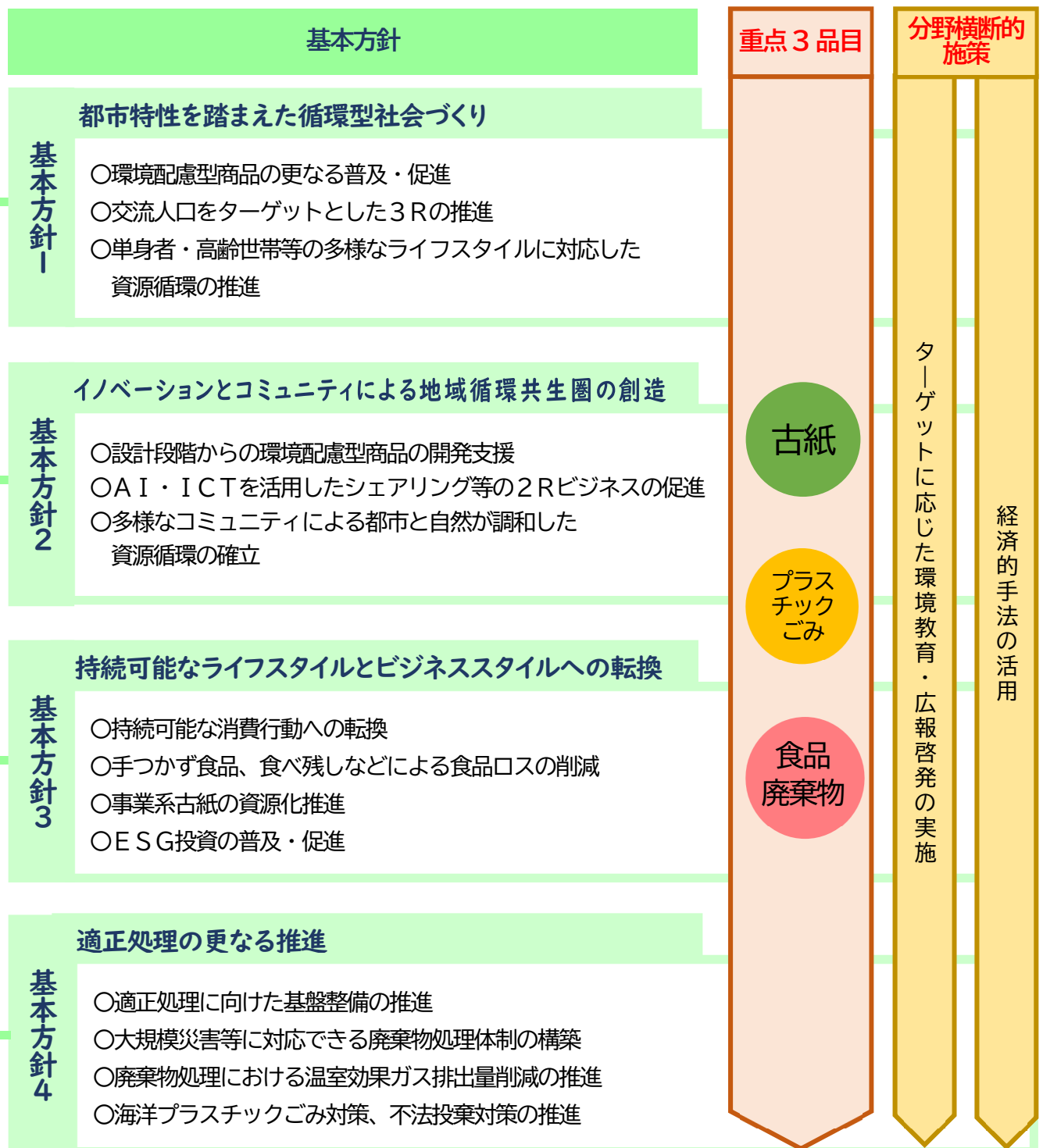
【施策の方向性】

 古紙	・ペーパーレス化の推進 ・再生紙の優先利用の促進 ・雑がみの認知度向上 ・地域特性に応じた地域集団回収の促進策検討 ・事業系古紙の資源化推進
 プラスチックごみ	・業界団体と連携したバイオマスプラスチック等の代替素材の普及・促進 ・産学官連携による環境配慮型商品の開発支援 ・マイバッグ・マイボトルの普及・促進 ・適正分別の周知徹底 ・プラスチックごみ処理のあり方検討 ・事業者の地域清掃活動への参加促進
 食品廃棄物	・駅、空港、宿泊施設等の施設特性に応じた3R推進モデル事業の実施 ・多様な主体との連携による資源化の取組み支援 ・消費期限等の理解促進、フードドライブの推進 ・事業系食品廃棄物の資源化推進

■ 図表 31 施策の体系

みんなでつくろう！ 活力ある未来へつなぐ「循環のまち・ふくおか」

- 福岡市に関わる**全てのステークホルダー**（市民・事業者・NPO 団体等）の**参画**を目指します
- **持続可能な社会を実現し、安全・安心な生活環境を将来に受け継ぎます**
- 地域循環共生圏の形成により**地域の活力が最大限発揮される循環のまち**を目指します



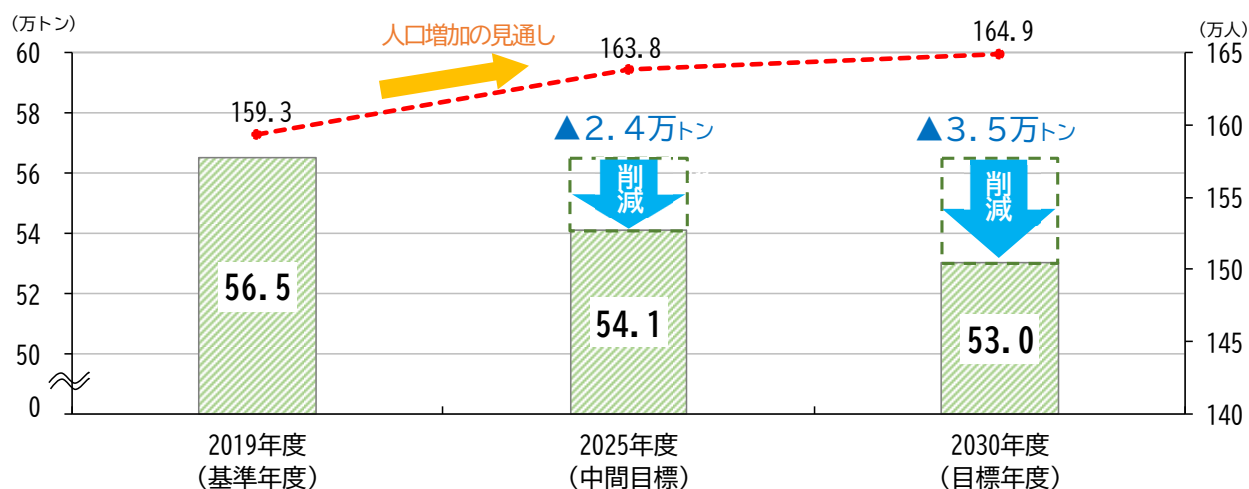
3 数値目標

本計画では長期ビジョンで掲げたテーマを実現するため、次の3つの数値目標を設定します。

(1) ごみ処理量

持続可能な循環型社会の実現に向けて、更なるごみ減量・リサイクルの取組みを推進し、ごみ処理量を基準年度（2019年度：令和元年度）より、**3.5万トン削減する**ことを目指します。

■ 図表 32 ごみ処理量の削減目標

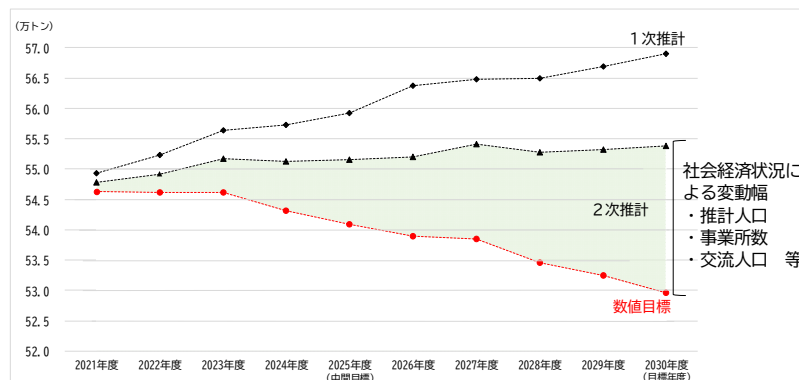


【参考】

将来のごみ処理量については、以下の考え方で推計しています。

- ・ 1次推計：前計画に基づく現行施策のみを継続した場合のごみ処理量
- ・ 2次推計：本計画に基づく新規施策等を実施した場合の効果を加えたごみ処理量

2020年度（令和2年度）は、在宅時間の増加や経済活動の停滞などの影響によりごみ処理量が大きく変動していますが、年度後半の状況から中長期的にはその影響はほぼなくなるものと考えています。2次推計については、新しい生活様式への対応や経済回復に向けた施策の状況の他、気候変動による災害の頻発化など、今後も見通しが難しい状況に対応するため、複数のシナリオを想定し、減量施策の効果が最大限発揮された場合のごみ処理量を数値目標とします。



ごみ処理量の将来推計

(2) 市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量（家庭ごみ原単位）

市民1人ひとりのごみ減量・リサイクルの取組みを着実に進め、市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量を基準年度に比べ、25g削減することを目指します。

2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
501 g/人・日	488 g/人・日 (▲13g/人・日)	476 g/人・日 (▲25g/人・日)

(3) 1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量（事業系ごみ原単位）

事業系ごみの減量・リサイクルの取組みを着実に進め、1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量を基準年度に比べ、3kg削減することを目指します。

2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
13 kg/所・日	11 kg/所・日 (▲2kg/所・日)	10 kg/所・日 (▲3kg/所・日)

■ 図表33 ごみの発生量の見通し

区分	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
可燃ごみ処理量	51.1 万トン	48.5 万トン	47.3 万トン
不燃ごみ処理量	5.4 万トン	5.6 万トン	5.7 万トン
ごみ処理量	56.5 万トン	54.1 万トン	53.0 万トン
リサイクル量	25.0 万トン	27.7 万トン	28.4 万トン
ごみ発生量※	80.6 万トン	80.9 万トン	80.5 万トン
人口	159.3 万人	163.8 万人	164.9 万人

※リサイクル量のうち、鉄・アルミの資源化量はごみ処理量にも含まれており、ごみ発生量はごみ処理量とリサイクル量の合計値から重複する鉄・アルミの資源化量を差し引いているため、合計は一致しない。

4 取組指標

長期ビジョンに掲げる基本方針に基づく施策や重点3品目に関する施策の効果を多面的に把握するため、基本方針ごとに取組指標を設定します。

●基本方針Ⅰ：都市特性を踏まえた循環型社会づくり

<指標1：環境配慮型商品を購入する市民の割合の向上>

- ・環境配慮型商品の普及を把握するため、商品を購入する市民の割合の向上を取組指標とします。
(把握方法：市政アンケートによる調査)
- ・参考として、環境配慮型商品の普及状況などの実態把握に努めます。
(把握方法：小売業者などに対するヒアリング)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
詰替品の購入	78.3%	85%	90%
再生品の購入	10.9%	15%	30%

<指標2：特定事業用建築物における廃棄物発生量の削減>

- ・交流人口をターゲットとした3R施策の進捗状況を把握するため、大規模集客施設等の特定事業用建築物における廃棄物発生量の削減を取組指標とします。
(把握方法：廃棄物の減量等に関する計画書による集計)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
特定事業用建築物における 廃棄物発生量	36.4 トン/棟	2019 年度から削減	2025 年度から削減

<指標3：市民のリサイクル実践度の向上>

- ・市民の多様なライフスタイルに対応した資源循環の取組みを把握するため、市民のリサイクル実践度の向上を取組指標とします。
(把握方法：市政アンケートによる調査)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
地域集団回収の利用	64.5%	70%	75%
古紙回収ボックスの利用	23.2%	30%	35%

●基本方針2：イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

<指標4：リサイクル率の向上>

- ・資源循環の取組みを把握するため、リサイクル率の向上を取組指標とします。

(把握方法：地域集団回収や資源化施設への搬入量等の集計)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
リサイクル率	31%	34%	35%

<指標5：資源化可能な古紙の焼却量の削減>

- ・古紙の資源化の状況を把握するため、資源化可能な古紙の焼却量の削減を取組指標とします。

(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
資源化可能な古紙の焼却量	10.7万トン	8.2万トン	7.7万トン

<指標6：食品廃棄物の焼却量の削減>

- ・食品廃棄物の資源化の状況を把握するため、食品廃棄物の焼却量の削減を取組指標とします。

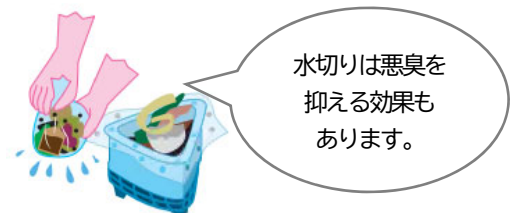
(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
食品廃棄物の焼却量	14.2万トン	13.9万トン	13.2万トン

コラム 生ごみ（食品廃棄物）の削減

●生ごみ削減のポイント

- 1 生ごみを出さない“食べきり・使い切り！”
- 2 生ごみをギュッと絞って減量！
- 3 それでも出てしまった生ごみはリサイクル！



●生ごみのリサイクル

生ごみは、微生物の働きを活用して発酵・分解させ、堆肥としてリサイクルすることで、ごみの減量につながります。福岡市では、生ごみの削減を推進するため、生ごみを堆肥化する「段ボールコンポストの使い方講座」や堆肥づくりから野菜の収穫を体験する「生ごみ堆肥を使った菜園講座」を実施しています。

●基本方針 3:持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

<指標7：持続可能な消費行動の実践度の向上>

- ・持続可能な消費行動への転換状況を把握するため、消費行動の実践度の向上を取組指標とします。
(把握方法：市政アンケートによる調査)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
レジ袋の辞退	79.2%	93%	95%
簡易包装の購入	55.8%	65%	70%
マイボトルの持参	53.6%	60%	70%
計画的な購入	44.3%	50%	60%

<指標8：家庭系プラスチックごみの焼却量の削減>

- ・家庭系のプラスチックごみの削減状況を把握するため、家庭系プラスチックごみの焼却量の削減を取組指標とします。
(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
家庭系プラスチックごみの焼却量	5.8 万トン	5.7 万トン	5.5 万トン

<指標9：食品ロス発生量（手つかず食品）の削減>

- ・食品ロスの削減状況を把握するため、廃棄される手つかず食品の削減を取組指標とします。
(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
手つかず食品の量	2.3 万トン	2.1 万トン	1.8 万トン

<指標 10：資源化可能な事業系古紙の焼却量の削減>

- ・事業系古紙の資源化の状況を把握するため、資源化可能な事業系古紙の焼却量の削減を取組指標とします。
(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
資源化可能な 事業系古紙の焼却量	6.3 万トン	3.9 万トン	3.6 万トン

<参考指標：市内総生産あたりの事業系ごみ処理量の削減>

- ・持続可能なビジネススタイルへの転換状況を把握するため、市内総生産（実質）あたりの事業系ごみ処理量の削減を参考指標として把握します。
(把握方法：市民経済計算により把握しますが、市内総生産額の公表は当該年度の3年後となるため、参考指標とします)

項目	2017 年度	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
市内総生産（実質）あたりの 事業系ごみ処理量	3.77 トン／億円	2017 年度 から削減	2025 年度 から削減

●基本方針 4：適正処理の更なる推進

<指標 11：廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減>

- ・廃棄物処理における脱炭素化の進捗を把握するため、廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減を取組指標とします。
(把握方法：組成調査に基づく集計)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
廃棄物処理における 温室効果ガス排出量	31.5 万トン-CO ₂	2019 年度 から削減	2025 年度 から削減
(参考) 廃棄物発電による 温室効果ガス削減量	9.4 万トン-CO ₂	※	※

※廃棄物発電による温室効果ガス削減量は、年度ごとに公表される九州電力(株)のCO₂排出係数に発電電力量を乗じて算出するため、目標の設定が難しいことから、参考値として、数値の把握にとどめます。

<指標 12：不法投棄回収量の削減>

- ・不法投棄対策の進捗を把握するため、不法投棄回収量の削減を取組指標とします。
(把握方法：回収実績)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
不法投棄回収量	23 トン	2019 年度 から削減	2025 年度 から削減

<指標 13：有害廃棄物等の混入量の削減>

- ・有害廃棄物等の適正処理の進捗を把握するため、燃えないごみに混入する有害廃棄物等の削減を取組指標とします。
(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
蛍光管の混入量	51 トン	2019 年度 から削減	2025 年度 から削減
乾電池の混入量	238 トン		
スプレー缶 (残留物あり) の混入量	36 トン	2020 年度 から削減	
リチウムイオン電池 の混入量	—		

コラム

リチウムイオン電池

リチウムイオン電池は、携帯電話やスマートフォン、加熱式たばこなど多くの製品に使用されていますが、圧力がかかると発火する恐れがあり、近年、リチウムイオン電池を要因としたごみ収集車両やごみ処理施設等での発火トラブルが増えています。

使い終わったリチウムイオン電池は、機器から取り外して適正に分別し排出することが重要です。

取り外したリチウムイオン電池は、(一社)JBRCによって回収されており、家電量販店やスーパーなどに設置している回収ボックスに分別・排出することができます。



発火原因となった加熱式たばこ
(リチウムイオン電池内蔵)
出典：(公財)日本容器包装リサイクル
協会HP

JBRC リサイクル協力店

検索

第4章 施策の推進（第1期実行計画）

1 実行計画の概要

(1) 実行計画の策定

- ・長期ビジョンで定めたテーマの実現に向けて、4つの基本方針と各施策の方向性に基づき、具体的な施策を定める実行計画を策定します。
- ・また、古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の重点3品目については、基本方針及び品目の特性に応じた施策を実施します。

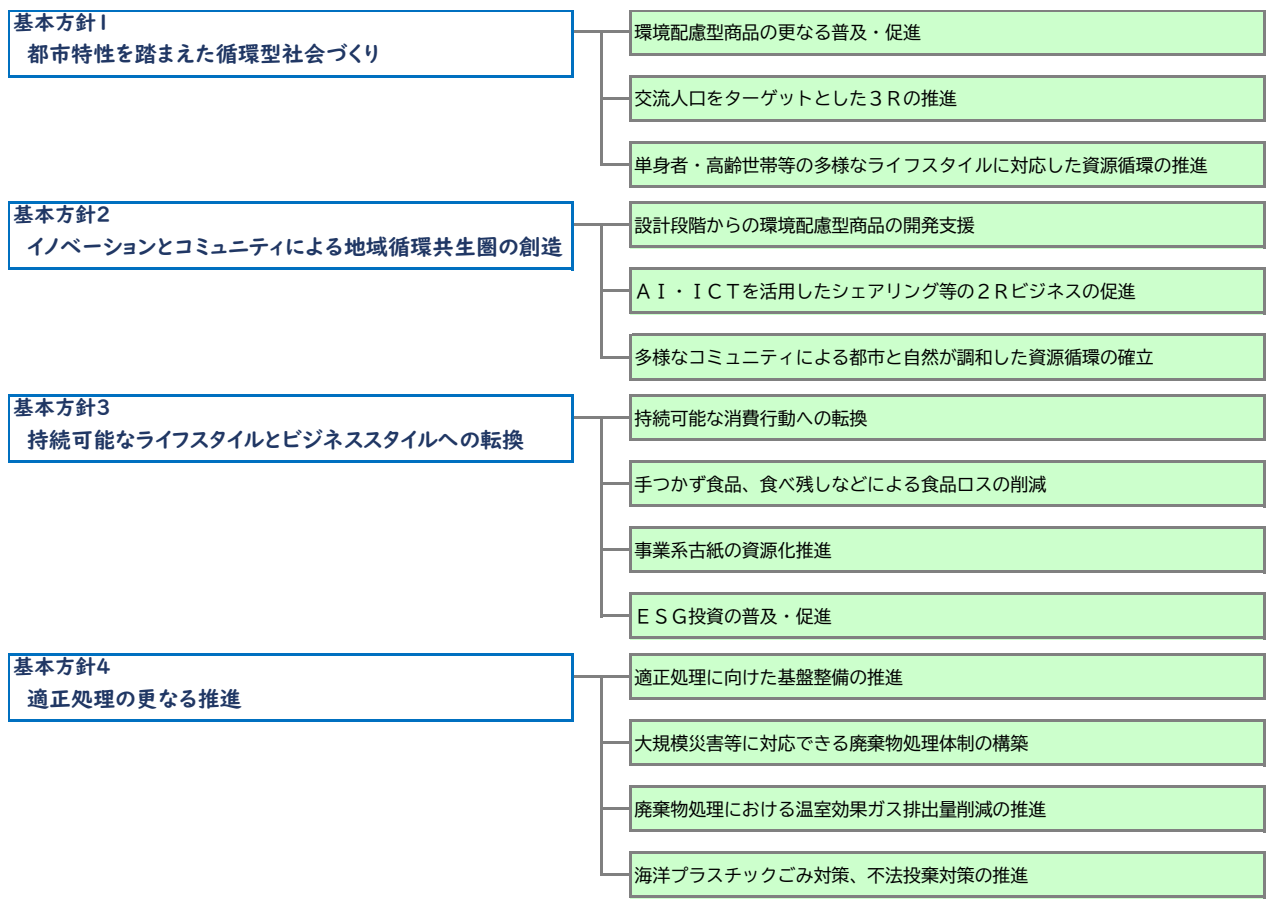
(2) 実行計画の期間

- ・本実行計画の計画期間は以下のとおりとします。

第1期 実行計画	5年間	2021～2025 年度（令和3～7年度）
----------	-----	-----------------------

2 基本方針別施策

■ 図表 34 基本方針別施策の体系



基本方針Ⅰ 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

<主な施策>

○ 環境配慮型商品の更なる普及・促進【共働】

施策・事業	内容
強化 ごみ袋へのバイオマス素材の導入 プラ	ラブアース・クリーンアップなどのボランティア清掃用ごみ袋へバイオマス素材を導入するとともに、家庭ごみ指定袋へのバイオマス素材の導入を検討します。
新規 業界団体と連携した代替素材の普及・促進 プラ	プラスチックごみ削減連絡会や排出事業者への周知啓発を通じて、バイオマスプラスチック等の代替素材への転換を促します。
強化 市民の環境配慮型商品の購入促進	市民に対し、エコマーク認定商品や詰替商品等の環境配慮型商品の購入促進に向けた広報啓発を実施します。
強化 事業者へのグリーン購入の普及・促進	市役所庁内におけるグリーン購入の徹底を図るとともに、事業者のグリーン購入への意欲を喚起するため、「福岡市グリーン購入ガイドライン」の周知をはじめとした広報啓発や企業における取組事例の紹介などを行います。

○ 交流人口をターゲットとした3Rの推進【共働】

施策・事業	内容
福岡エコ運動の推進 食品	食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食品小売店等を「福岡エコ運動協力店」として登録し、啓発ツールの配布や市ホームページでの広報等の支援を行うとともに、市民向けの広報・啓発を行います。
強化 特定事業用建築物への指導 古紙 食品	特定事業用建築物の所有者等に対して、事業系古紙の分別などの適正排出指導を実施します。 併せて、ペーパーレス化等による古紙の発生抑制やフードバンク活用等の食品ロス削減及び資源化への誘導を行います。
新規 施設特性に応じた3R推進モデル事業 古紙 食品	大規模集客施設等における施設特性に応じた3R推進施策を検討、実施します。
新規 イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進 プラ	イベントにおけるリユース食器や代替素材の普及促進のため、市が主催するイベントでの実践やイベント主催者による取組みを促します。

○ 単身者・高齢者世帯等の多様なライフスタイルに対応した資源循環の推進【共働】

施策・事業	内容
新規 学生や新社会人に対する 教育・啓発	企業や大学と連携し、新たに福岡市に転入した学生、新社会人向けにSNSなどのツールを活用した啓発を実施します。
新規 「新しい生活様式」に対応した 資源回収促進の検討 古紙	「新しい生活様式」による通販利用により増加が見込まれる段ボールについて、通販会社や配達業者などを活用した回収ルートの構築を検討します。
新規 高齢者向けの資源循環推進の 検討 古紙	地域集団回収等において資源物の持ち出しが困難な高齢者について、地域による共助を補完する支援策を検討します。
家庭ごみ指定袋サイズの検討	市民の排出動向に合わせて、家庭ごみ指定袋のサイズの見直しを検討します。
外国人居住者に対する 多言語でのごみ出しルールの 情報提供	外国人居住者に対して、ごみ出しルールを分かりやすく周知するため、QRコードを活用した多言語での情報提供のほか、ルールブックの配付や不動産業者、大学、日本語学校を通じた周知を実施します。

わたしたちにできること

- 日々の買い物や外食で「福岡エコ3項目」を実践し、食品ロスを減らしましょう
(おにぎりを1個廃棄すると約100gの食品ロスとなります)

★ 世の中に、
ちょっといいこと。

<買い物する時は>



<外食する時は>



基本方針 2 イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

<主な施策>

○ 設計段階からの環境配慮型商品の開発支援【共働】

施策・事業	内容
新規 産学官連携による 環境配慮型商品の 開発支援 プラ	製造事業者等に対して、事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業を活用して、環境配慮型商品の開発を支援します。

○ AI・ICTを活用したシェアリング等の2Rビジネスの促進【共働】

施策・事業	内容
AI・ICTを活用した 食品ロス削減 食品	フードシェアリングアプリやAIを用いた需要予測システムの活用など、食品関連事業者の食品ロス削減に向けた取組みを支援します。
新規 2Rビジネスの普及・促進	シェアリングなどの2Rビジネスモデルの構築を希望する事業者に対して、事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業を活用し、事業構築を支援します。

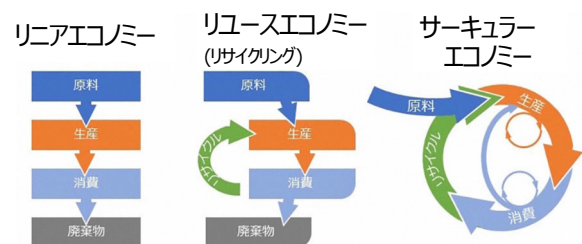
コラム サークュラーエコノミーと地域循環共生圏

●サーキュラーエコノミー

大量生産・大量消費・大量廃棄する経済活動では、ごみの増加や地球温暖化などの環境問題が深刻となっています。

今までは捨てられていたものを再び資源として利用し、ごみをできるかぎり出さない循環型の経済活動のことをサーキュラーエコノミー（循環経済）といいます。

フリーマーケットアプリによる物の売買やシェアリングサービスなども循環経済を後押しするビジネスモデルとされています。



●地域循環共生圏

各地域が地域資源を活用する自立・分散型の社会を形成しつつ、地域間においてそれぞれの地域特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、資源の循環、生物多様性の確保、地域の活性化等を目指すという考え方。

○ 多様なコミュニティによる都市と自然が調和した資源循環の確立【共働】

施策・事業	内容
強化 地域集団回収等報奨制度 古紙	地域集団回収等報奨制度を継続するとともに、雑がみの認知度向上による資源化の推進や集団回収空白地帯や担い手不足の団体への支援、超高齢社会に対応した地域集団回収の促進策を検討します。
強化 事業系食品廃棄物の資源化推進 食品	新規資源化施設の誘致や排出事業者に対する資源化誘導策を実施します。
新規 プラスチックリサイクルのあり方検討 プラ	プラスチック資源循環促進法を踏まえ、環境負荷やコスト等の観点からプラスチックリサイクルの方向性と課題の整理を行います。
新規 小売店との連携強化、新たなペットボトルリサイクルの仕組み検討 プラ	プラスチックごみ削減連絡会と連携し、事業者による店頭回収の取組みを拡大します。 また、地域や小売事業者等と連携しながら、新たなペットボトルリサイクルの仕組みについて検討を行います。
強化 生ごみリサイクル促進事業 食品	家庭から発生する生ごみを資源化するため、段ボールコンポストの普及に取り組むとともに、菜園講座や一人一花運動との連携により、堆肥の活用方法の普及に努めます。

コラム

資源循環とコミュニティの連携

福岡市内では、NPOと社会福祉協議会が連携し、高齢者のいる世帯にコンポストを設置し、生ごみのリサイクルに取り組んでいます。

スタッフがコンポストの手入れのために定期的に巡回することで、コミュニケーションが生まれ、日頃困っていることの把握が可能となるなど、高齢者の見守りも兼ねたりサイクルが進められており、超高齢社会への対応にもつながっています。

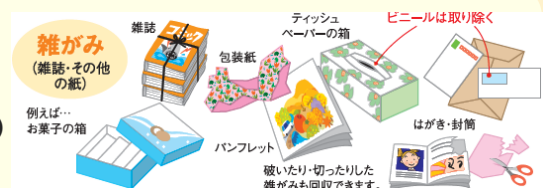


スタッフによるコンポストの手入れ
(NPO法人 循環生活研究所提供)

わたしたちにできること

- 雑がみをリサイクルして、燃えるごみを減らしましょう
(ティッシュの空き箱1箱で約30gの減量につながります)

- 傘や自転車などのシェアリングサービスやリユース品を上手に活用しましょう



基本方針3 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

<主な施策>

○ 持続可能な消費行動への転換【市民】

施策・事業	内容
強化 マイバッグ、マイボトル等の普及促進 プラ	マイバッグ持参に関する啓発に取り組むとともに、マイボトルの利用促進のため、マイボトル協力店制度や公共施設の給水スポットの活用、福岡市オリジナルマイボトルを活用した啓発を行います。
リフューズの推進 プラ	不要なものを断る「リフューズ」の理解と実践を促進するため、出前講座や環境学習などで啓発を行うとともに、市民・事業者と一体となって実践行動を促す啓発キャンペーンを実施します。
新規 （再掲） イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進 プラ	イベントにおけるリユース食器や代替素材の普及促進のため、市が主催するイベントでの実践やイベント主催者による取組みを促します。

○ 手つかず食品、食べ残しなどによる食品ロスの削減【市民・事業者】

施策・事業	内容
強化 家庭での食品ロス削減 食品	食品ロスの削減に関する出前講座や環境学習のほか、食育や防災分野と連携した啓発を実施するとともに、フードドライブ活動の普及による未利用食品の有効活用を進めます。  フードドライブの様子
（再掲） 福岡エコ運動の推進 食品	食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食品小売店等を「福岡エコ運動協力店」として登録し、啓発ツールの配布や市ホームページでの広報等の支援を行うとともに、市民向けの広報・啓発を行います。
（再掲） AI・ICTを活用した食品ロス削減 食品	フードシェアリングアプリやAIを用いた需要予測システムの活用など、食品関連事業者の食品ロス削減に向けた取組みを支援します。
フードバンク活動推進事業 食品	フードバンク活動を推進・支援し、食品ロスの削減を図ります。

○ 事業系古紙の資源化推進【事業者】

施策・事業	内容
強化 事業系古紙資源化推進事業 古紙	2020年（令和2年）10月に開始した事業系古紙の分別区分追加について、排出事業者に対する適正排出指導等により制度の定着を図るとともに、雑がみの認知度向上により古紙の資源化を促進します。
紙おむつの資源化検討 古紙	国における検討や民間事業者の研究等を踏まえ、環境負荷、コスト等の観点からリサイクル手法の検討を行い、紙おむつの資源化に関する方向性と課題の整理を行います。

○ ESG投資の普及・促進【事業者】

施策・事業	内容
新規 地域金融機関と連携したESG投資の普及・促進	環境・社会・企業統治のESG要素、特に環境分野に取り組む事業者の資金調達が進むよう地域金融機関等と連携し、ESG投資の普及に向けた取組みを進めます。
事業系ごみ資源化推進 ファンドによる施設整備・ 技術研究支援	事業系ごみ資源化推進ファンドを活用し、民間事業者による資源化施設の整備や産学による実証研究等に対する支援を行います。

わたしたちにできること

- マイバッグやマイボトルを利用して、不要なレジ袋やペットボトルなどのワンウェイプラスチックを減らしましょう
（レジ袋1枚7～10g、500ml ペットボトル1本約20gの減量につながります）
- 職場で雑がみを分別して、燃えるごみを減らしましょう



モッテコちゃん
（マイバッグキャンペーンキャラクター）

基本方針 4 適正処理の更なる推進

<主な施策>

○ 適正処理に向けた基盤整備の推進【行政】

施策・事業	内容
強化 自己搬入ごみの 適正化推進	ごみ処理施設への自己搬入について、排出事業者の事前登録制度の導入によりごみ減量意識の向上を図るとともに、排出事業者ごとの搬入量を正確に把握でき、よりきめ細やかな搬入指導が可能となることにより、適正排出を促進します。
強化 小型家電の回収強化	携帯電話等の使用済小型電子機器に含まれる金属を資源化するため、回収ボックスによる拠点回収や粗大ごみ等からのピックアップ回収を実施します。
強化 スプレー缶等の 適正分別の推進	ごみ処理中の火災予防のため、スプレー缶の使い切りの徹底やリチウムイオン電池等の拠点回収を強化するなど、燃えないごみへの危険物混入を防止するとともに、効果的な回収方法を検討します。
蛍光管・乾電池等の 拠点回収	家庭から排出される蛍光管・乾電池を家電量販店やホームセンター等に設置したボックスにて回収し、資源化します。 水銀式の体温計などを公共施設や市内の薬局等で回収します。
拡大生産者責任の 履行に向けた提言	市のごみ処理施設では処理できない廃棄物について、拡大生産者責任を踏まえ、製造・販売事業者による回収体制の整備など適正処理に向けた環境整備を国等の関係機関に提言します。
新規 市が行う産業廃棄物 処理のあり方検討	市が行う産業廃棄物処理について、中小企業振興や排出事業者責任、ごみ減量の観点から課題の整理と今後の方向性を検討します。
新規 新型コロナウイルス 感染症対策	医療機関と連携して、適正処理の徹底を図るとともに、感染症に係る廃棄物の処理方法の検討や業務継続計画の整備を通じて、新型コロナウイルス感染症流行時においても安定的な廃棄物処理体制を確保します。

○ 大規模災害等に対応できる廃棄物処理体制の構築【行政】

施策・事業	内容
災害廃棄物 処理体制の検討	災害時の廃棄物処理の基本方針を定めた「福岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理体制の検討や職員の研修・訓練を実施します。 また、九州市長会や北九州市、熊本市との相互支援協定、福岡都市圏自治体との協定を活用し、平時から広域連携の強化に努めるとともに、発災時には協定に基づき支援・受援を行います。
大規模災害に対応した 施設整備	大規模災害に対応した施設の強靱化や災害廃棄物の処理を想定した施設整備を行います。また、処理施設の業務継続計画を策定し、大規模災害時においても安定的な施設稼働に努めます。

○ 廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減の推進【行政】

施策・事業	内容
新規 収集運搬における温室効果ガス排出量削減の推進	収集ルート効率化など、収集運搬時の温室効果ガス排出量削減策を検討します。
ごみ焼却熱の有効利用、熱回収の高効率化	効率的な施設運用と節電対策を行うことで、発電電力量と送電電力量の確保に努めるとともに、清掃工場で発電した電力について、自己託送や小売電気事業者仲介による市有施設等への供給を検討します。
強化 （再掲） ごみ袋へのバイオマス素材の導入 プラ	ラブアース・クリーンアップなどのボランティア清掃用ごみ袋へバイオマス素材を導入するとともに、指定袋へのバイオマス素材の導入を検討します。
（再掲） 業界団体と連携した代替素材の普及・促進 プラ	プラスチックごみ削減連絡会や排出事業者への周知啓発を通じて、バイオマスプラスチック等の代替素材への転換を促します。

コラム

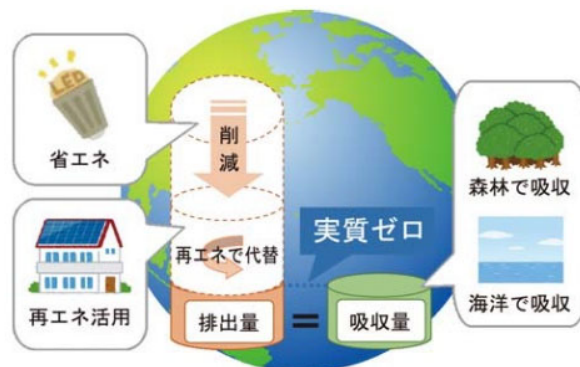
「脱炭素」とは

脱炭素とは、省エネの取組みや太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量をできるかぎり減らし、最終的な排出量と森林などによる吸収量を等しくして、プラスマイナスゼロ（実質ゼロ）にすることです。実質ゼロに向けては、新たな技術によって、より多くの温室効果ガスを削減することも必要とされており、その研究や開発が積極的に行われています。

近年、台風や豪雨など気象災害が頻発し、多くの被害が発生しています。これらの気象災害は地球温暖化が一因とされ、今後、地球温暖化の進行に伴い、気候変動による熱中症や豪雨などへの影響が懸念されています。

ごみ処理の分野においても、ごみ収集車両の排気ガスや焼却処理施設から発生する温室効果ガスの排出抑制に向けた取組みの推進が必要となっています。

私たちにできることとして、食べ物を残さないようにして食品ロスを減らしたり、不要なレジ袋はもらわないようにすることや、事業者においては、生産工程の最適化による生産ロスの削減や需要に応じた供給など、ごみ減量の取組みがごみ焼却量の削減となり、脱炭素社会の実現につながります。



○ 海洋プラスチックごみ対策、不法投棄対策の推進【共働】

施策・事業	内容
強化 地域清掃活動の推進 プラ	地域ぐるみ清掃やラブアース・クリーンアップ等のボランティア清掃において袋の配付や収集の支援を継続し、清掃活動を促進します。
地域等と連携した 不法投棄対策 プラ	パトロール等による監視、地域団体への支援、市民啓発、関係機関との連携により不法投棄対策を実施します。

コラム

海洋プラスチックごみ

海洋プラスチックごみの増加は、世界共通の課題となっており、2016 年世界経済フォーラム（ダボス会議）では、このまま対策をとらなければ、「2050 年には海洋中のプラスチックの重量が魚の重量を超える」との試算が報告されました。

また、2019 年 6 月に開催された主要 20 カ国・地域首脳会議（G20 大阪サミット）では、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染ゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、海洋プラスチックごみの削減は国際的な連携のもとで取り組みが始まっています。

海洋プラスチックごみを削減するためには、国や企業側での製品の製造過程で代替品の開発やエコデザインを進めるとともに、私達一人ひとりが、プラスチックごみ問題の深刻さについて考え、レジ袋だけでなく使い捨てプラスチック製品をできるだけ使用しないライフスタイルを身に付ける必要があります。

福岡市は、「クリーン・ザ・ビーチ」の名称で福岡市近郊の海岸清掃を行ったことを原点に 1992 年から始められた「ラブアース・クリーンアップ」発祥の地であり、毎年 6 月の環境月間に海岸や河川、公園などの一斉清掃を実施するとともに、プラスチックごみ削減の啓発にも取り組んでいます。また、博多湾では、漁業者と連携し、海底ごみの清掃活動を行い、マイクロプラスチックの原因となるペットボトル、ビニール袋などを回収しており、海洋環境の保全につながっています。



漁網にからまったウミガメ

（出典：環境省平成 29 年度漂着ごみ対策総合検討業務）



ラブアース・クリーンアップの様子
（志賀島）

わたしたちにできること

- スプレー缶は使い切ってから、燃えないごみに出しましょう
- 小型家電は公共施設の回収ボックスに出しましょう



3 重点3品目に関する施策

- ・本実行計画では、ごみ減量・リサイクルを市民・事業者の皆様に分かりやすく、更なる取組みの推進につなげていくため、可燃ごみ組成の上位3品目である古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3種類を重点3品目と位置付け、重点的な減量施策を実施します。

古紙 に関する施策

① 再生紙の優先利用

- ・再生紙の優先利用を促すため、市によるグリーン購入のほか、民間事業者に対して、再生紙の優先利用に関する啓発を行います。

② 発生抑制、リサイクルの推進

- ・ペーパーレス化などによる発生抑制を進めるとともに、雑がみ回収の認知度向上や地域集団回収のあり方の検討、事業系古紙の資源化の取組みを進めます。

<主な施策>

施策・事業	
強化	特定事業用建築物への指導（再掲）
新規	施設特性に応じた3R推進モデル事業（再掲）
強化	地域集団回収等報奨制度（再掲）
強化	事業系古紙資源化推進事業（再掲）
新規	「新しい生活様式」に対応した資源回収促進の検討（再掲）
新規	高齢者向けの資源循環推進の検討（再掲）
	紙おむつの資源化検討（再掲）

① 発生抑制・代替素材への転換

- ・プラスチック資源循環戦略では、ワンウェイプラスチック削減の徹底、再生材・バイオプラスチックの利用促進、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、海洋プラスチックごみ対策などが重点戦略として掲げられています。
- ・一方、新型コロナウイルス感染症の影響により食品容器などに使用されたプラスチックごみの排出が増加しています。
- ・これらの状況や商業都市という都市特性を踏まえて、リフューズの推進による発生抑制を徹底するとともに、使用せざるを得ないプラスチックについては、小売店との連携や環境配慮型商品の開発支援等を通じて、代替素材への転換を進めます。

② リサイクルのあり方検討

- ・リサイクルについては、リサイクル手法ごとの環境負荷やコスト、市民に分かりやすく効率的な分別、収集運搬方法、リサイクル施設の立地などの観点から福岡市に適したリサイクルシステムを検討します。

③ 海洋プラスチックごみ対策

- ・海洋プラスチックごみ対策については、市民・事業者や流域圏の自治体と連携した清掃活動や啓発に取り組めます。

<主な施策>

施策・事業	
強化	マイバッグ、マイボトル等の普及促進（再掲）
	リフューズの推進（再掲）
新規	業界団体と連携した代替素材の普及・促進（再掲）
新規	イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進（再掲）
新規	産学官連携による環境配慮型商品の開発支援（再掲）
新規	小売店との連携強化、新たなペットボトルリサイクルの仕組み検討（再掲）
強化	ごみ袋へのバイオマス素材の導入（再掲）
新規	プラスチックリサイクルのあり方検討（再掲）
強化	地域清掃活動の推進（再掲）
	地域等と連携した不法投棄対策（再掲）

コラム

プラスチックごみ

プラスチックごみの削減には、「リデュース」の中でも、いらないものはもらわない「リフューズ」の行動がカギとなります。

国のプラスチック資源循環戦略においても、「リデュース、リユース」を徹底することとしており、今後もプラスチックごみの削減に取り組む必要があります。

また、家庭から出るプラスチックごみについて、新たに「プラスチック資源」の分別区分を設けて自治体が一括回収することや、プラスチック製品の製造事業者による自主回収を促進するための広域処理を制度化する「プラスチック資源循環促進法」が新たに制定されました。

プラスチックごみのリサイクルについては、資源化施設の能力や設置場所、リサイクル手法や収集運搬に係るコストなどを総合的に勘案したうえで、中長期的な視点から最適な方法を検討していく必要があります。

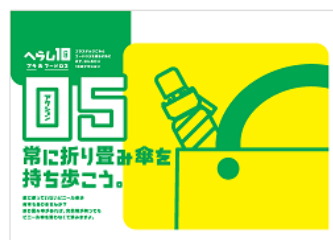


Refuse (リフューズ)
…いらないものはもらわないこと



わたしたちにできること

●「へらし10(テン)」のプラスチックごみ削減アクションに取り組みましょう



へらし10(テン)とは

世界的な問題となっている「プラスチックごみ」と「フードロス(食品ロス)」の問題を解決するために福岡市が推奨する「10のアクション」です。

<プラスチック資源循環促進法について>

プラスチック資源循環促進法が新たに制定されました。

福岡市では、プラスチック資源循環戦略やプラスチック資源循環促進法を踏まえて、プラスチックごみの削減を進めるため、プラスチック資源循環戦略やプラスチック資源循環促進法に示されている施策の方向性に基づき施策を推進します。

○ 施策の関係性

国における施策の方向性	福岡市の施策・事業
発生抑制、使用の合理化	リフューズの推進（再掲）
	イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進（再掲）
環境配慮型商品の普及・促進	産学官連携による環境配慮型商品の開発支援（再掲）
	事業者へのグリーン購入の普及・促進（再掲）
代替素材の普及促進	業界団体と連携した代替素材の普及・促進（再掲）
	ごみ袋へのバイオマス素材の導入（再掲）
再資源化	プラスチックリサイクルのあり方検討（再掲）
製造・販売業者による 自主回収・再資源化	小売店との連携強化、新たなペットボトルリサイクルの仕組み検討（再掲）
排出事業者による 排出抑制・再資源化	特定事業用建築物への指導（再掲）
海洋プラスチックごみ対策	地域清掃活動の推進（再掲）
	地域等と連携した不法投棄対策（再掲）

**食品
廃棄物**

に関する施策

① 食品ロスの削減

- ・福岡市の都市特性を踏まえ、環境局が中心となり、関連部局と連携の上、食品ロスの削減に取り組みます。
- ・福岡市では家庭系可燃ごみの約5%が手つかず食品となっており、人口が増加する中、市民一人ひとりの取組みが重要となります。
- ・また、市内事業所に占める卸売業・小売業（約30%）や宿泊業・飲食サービス業（約15%）の割合が高く、小売店や飲食店における食品ロス削減の取組みも重要となります。

<主な施策>

施策・事業	
強化	家庭での食品ロス削減（再掲）
	福岡エコ運動の推進（再掲）
	A I ・ I C Tを活用した食品ロス削減（再掲）
	食品ロス削減の取組みに対する表彰
	組成調査の実施（食品ロス発生量の把握）
	フードバンク活動推進事業（再掲）

② 発生抑制、食品リサイクルの推進

- ・食品廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するため、次の施策に取り組みます。

<主な施策>

施策・事業	
新規	施設特性に応じた3R推進モデル事業（再掲）
強化	生ごみリサイクル促進事業（再掲）
強化	事業系食品廃棄物の資源化推進（再掲）
強化	特定事業用建築物への指導（再掲）

●食品ロスの現状

日本の食品ロス量は年間約 612 万トン(2017 年度)と推計され、国民 1 人あたり毎日お茶碗約 1 杯分(約 132g)の食べものが捨てられており、福岡市の調査でも、調査したごみ袋のうち約 4 割の袋に食品ロスが含まれていました。

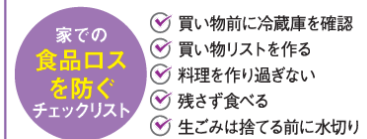


燃えるごみに入っていた食品

●フードドライブ

フードドライブとは、ご家庭で使い切れない未利用の食品を集め、福祉施設など必要としている団体に提供する活動のことです。

福岡市では、3Rステーションでフードドライブを実施しています。フードドライブを利用して、食品ロスを減らしましょう。



わたしたちにできること

●「へらし10(テン)」のフードロス削減アクションに取り組みましょう



へらし10(テン)とは

世界的な問題となっている「プラスチックごみ」と「フードロス(食品ロス)」の問題を解決するために福岡市が推奨する「10のアクション」です。

＜福岡市食品ロス削減推進計画＞

食品ロス削減推進法第13条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本方針」といいます。）を踏まえて、本計画を福岡市食品ロス削減推進計画として、位置づけ、施策を推進します。

I 基本的施策

- ・次の施策を基本方針における基本的施策とします。

基本的施策	福岡市の施策・事業
教育及び学習の振興、普及啓発等	出前講座や環境学習の推進
	福岡エコ運動の推進（再掲）
食品関連事業者の取組みに対する支援	A I ・ I C Tを活用した食品ロス削減（再掲）
	福岡エコ運動の推進（再掲）
	交流人口をターゲットとした3Rの推進（再掲）
表彰	食品ロス削減の取組みに対する表彰
実態調査及び調査・研究の推進	組成調査の実施（食品ロス発生量の把握）
情報の収集及び提供	食品ロス削減につながる具体的な取組事例の紹介
	福岡エコ運動の推進（再掲）
未利用食品を提供するための活動の支援等	フードバンク活動推進事業（再掲）
	フードドライブスポットの設置

II 推進体制

- ・福岡市による食品ロス削減の取組みは、環境局が中心となり、関係部局と連携の上、推進します。

III 都市特性を踏まえた施策の実施

- ・今後も人口の増加が見込まれること、第3次産業を中心とした商業都市であり、交流人口が多いという都市特性を踏まえた施策を実施します。
- ・ごみ処理量に占める事業系ごみの割合が約5割であることから、事業系ごみの組成を踏まえた施策を実施します。

IV 食品廃棄物の再資源化

- ・食品ロスを含む食品廃棄物については、家庭系はコンポストによる堆肥化、事業系は飼料化施設（許可施設）にて再資源化するとともに、新規資源化施設の誘致に取り組みます。

V 数値目標

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
手つかず食品の量	2.3万トン	2.1万トン	1.8万トン

4 分野横断的施策

本計画では基本方針に共通する施策として、「ターゲットに応じた環境教育・広報啓発の実施」と「経済的手法の活用」の分野横断的施策を実施します。

(1) ターゲットに応じた環境教育・広報啓発の実施

- ・前計画では、施策の柱の1つとして、「人づくり」を掲げ、ごみ減量・リサイクルに取り組む市民・事業者のリーダーなど、人材の育成に向けた環境教育・学習機会の提供や実践につながる情報発信を行ってきました。
- ・一方で、アンケート結果などからは、「ごみ減量・リサイクルへの関心が実践につながっていない」「性別・年齢でごみ減量・リサイクルの実践行動は異なる」といった課題が明らかになりました。
- ・そこで本計画ではこれまでの取組みを踏まえながら、年代やライフスタイルといったターゲットに応じた市民の実践行動につながる環境教育・広報啓発に取り組めます。

<主な施策>

施策・事業	内容
強化 環境教育・学習の 更なる推進	小学校4年生を対象とした環境学習を継続するとともに、委員会活動や中学生を対象とした学習機会の拡充や環境関連施設親子見学ツアーの実施など、体験を通じた環境意識の醸成に取り組みます。
LINE を活用した ごみ出し日の通知サービス	福岡市LINE公式アカウントにて、ごみ出し日やごみの分別に関する情報を分かりやすく案内します。
新規 多様な主体をつなぐ マッチング支援 (大学、企業、地域、環境団体等)	3Rステーションを拠点として各種団体と連携した事業を展開するとともに、多様な主体がワンストップで情報を入手できるポータルサイトを開設し、団体同士の情報共有や連携を促進します。
新規 SNS や動画など 親しみやすいコンテンツに よる情報発信	啓発動画の配信や環境局のSNSアカウントの機能充実などにより、市民が気軽に環境に関する情報に触れる機会を拡大するとともに、動画を活用した出前講座・環境学習の実施やWeb講座を開催します。
福岡市環境行動賞	ごみ減量・リサイクルや地球温暖化防止などに積極的に取り組むなど、環境保全に顕著な功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰し、市民の関心を高めるとともに、環境保全活動を全市に広げていきます。
強化 未来へつなげる環境活動 支援事業	市民団体等が主体的に行う環境活動や気軽に楽しく参加できる環境イベント等を対象に、補助金による財政支援や市ホームページ等を活用した広報支援を行います。

施策・事業	内容
環境フェスティバル	市民団体・事業者等との共働により、身近な環境情報について体験を通じて楽しみながら学べる啓発イベントを開催します。
出前講座	小学校や公民館など幅広い市民を対象に、ごみ減量・リサイクルや地球温暖化対策など様々なテーマで出前講座を実施し、身近な環境への気づきや理解を深める機会を提供します。

<啓発・学習施設>

福岡市では、環境教育、広報啓発の拠点として、次の啓発・学習施設を設置しています。

施設名	所在地
西部3Rステーション（西部リサイクルプラザ）	福岡市西区今宿青木 1043 番地の2
臨海3Rステーション（臨海リサイクルプラザ）	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目 13 番 42 号
まもる一む福岡（保健環境学習室）	福岡市中央区地行浜二丁目 1 番 34 号

コラム

新型コロナウイルス感染症の影響

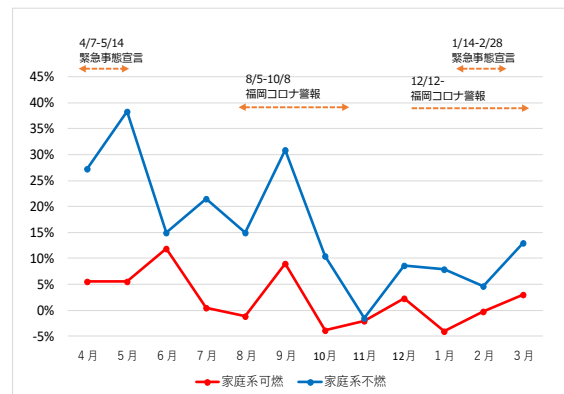
新型コロナウイルス感染症の影響で、自宅で過ごす時間が増え、家庭ごみが増加しています。

背景には、デリバリーやテイクアウト、通販の増加があるものと思われ、食品廃棄物やプラスチック、飲料缶などが増加しています。

新しい生活様式において、感染予防の観点から使い捨て容器などの価値が見直される中、持続可能な社会の実現に向けて、感染症に対応しつつ、マイボトルやマイバッグを使うなど、ごみをできるだけ出さない「Refuse（リフューズ）」の行動への転換が重要です。

また、感染防止対策を徹底してごみを収集する作業員のために、激励と感謝のメッセージも寄せられ、ごみの処理は市民生活に欠かせない重要なものであると改めて認識されています。

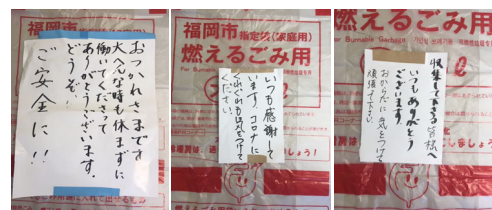
作業員への感染リスク軽減のためには、使用済みマスクの捨て方やごみ袋はしっかり縛るなどごみの出し方に気を付けることが、ごみの円滑・安心な収集を行う上で大切な行動です。



2020年度家庭ごみの増減率（2019年度比）

●ごみ出しで気をつけること

- ・ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう。
- ・ごみ袋の空気を抜いて出しましょう。
- ・生ごみは水切りをしましょう。
- ・普段からごみの減量を心がけましょう。
- ・分別・収集ルールを確認しましょう。



ごみ袋に貼られた感謝のメッセージ

(2) 経済的手法の活用

- ・ごみ処理に係る市民・事業者の負担の公平性の確保を図るとともに、更なるごみ減量・リサイクルを推進するため、ごみ処理手数料やファンドなどの経済的手法を活用します。

<主な施策>

施策・事業	内容
環境市民ファンド	持続可能なライフスタイルへの転換に向けて、市民による環境保全活動を経済的に支援します。 (対象事業) ・ 3 R の推進（地域集団回収等報奨制度等） ・ 自然環境の保護（ラプアース・クリーンアップ事業等） ・ 複合的な活動（未来へつながる環境活動支援事業補助金等） など
事業系ごみ資源化推進ファンド	持続可能なビジネススタイルへの転換に向けて、事業系ごみの減量・リサイクルに繋がる取組みを経済的に支援します。 (対象事業) ・ リサイクル情報ネットワークの構築 ・ リサイクルに取り組む排出事業者への支援 ・ リサイクル事業者への事業化の支援 ・ 事業系ごみのリサイクルに関する研究への支援 など
家庭ごみの有料制	循環型社会の構築に向けて、市民一人ひとりがごみ減量とリサイクルを実践するライフスタイルへの変革やごみの排出者としての責任の明確化と負担の公平性を確保するため、家庭ごみの有料制を継続します。
事業系ごみの処理手数料制度	排出事業者の処理責任の原則と負担の公平性の観点を踏まえ、引き続きごみ処理原価に基づく適正な料金水準が保たれるよう、事業系ごみ処理手数料制度を継続します。

コラム

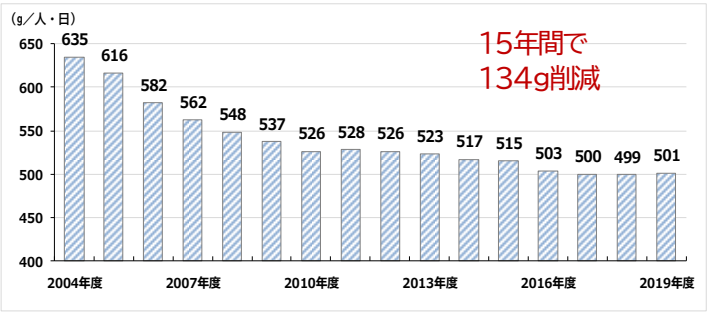
手数料とファンドの有効活用

●家庭ごみ有料化と環境市民ファンド

家庭ごみの有料化は、①ごみ排出者として責任を持つこと②負担の公平性を確保すること③ごみ減量・リサイクルの行動のきっかけを作ることを目的に2005年10月に導入し、ごみ減量すればするほど負担が少なくなることが市民に分かりやすいように、1ℓ1円に設定しています。

有料化を機に市民のごみ減量の取組みが進み、市民1人1日あたりのごみ処理量は、着実に減少しています。

また、有料化を契機に市民によるごみ減量・リサイクル等の環境保全活動を資金面で支援するために「環境市民ファンド」が創設され、地域集団回収等報奨制度に活用されるなど、市民の主体的な環境保全活動を下支えする貴重な財源となっています。



家庭ごみ原単位の推移

●事業系ごみ処理手数料と事業系ごみ資源化推進ファンド

事業系ごみについては、事業者の自己処理責任が原則となっており、事業系ごみの処理手数料は、収集運搬料金と市の施設での処分料金となっています。

また、事業者の自主的な資源化への取組みを推進するため、事業系ごみ処理手数料収入の一部を原資とした

「事業系ごみ資源化推進ファンド」を2011年10月に創設し、資源化に向けた施設整備や研究への支援、リサイクルに関する情報発信など事業者が意欲を持って資源化に取り組める仕組みづくりに活用しています。

収集運搬経費	処分経費
収集運搬業者へ	市の処理施設へ
50ℓまでごとに150円	1kgまでごとに14円

事業系ごみ処理手数料

5 ごみ減量・リサイクルに関する調査・検討

更なる資源循環や超高齢社会への対応、脱炭素社会の実現などに向けて、ごみ減量・リサイクルに関するテーマについて、調査・検討を行います。

(1) 資源循環に関するテーマ

- ・焼却灰の再資源化や焼却灰に含まれる資源の回収
- ・食品廃棄物の物質循環を進める仕組み

(2) 超高齢社会等に関するテーマ

- ・高齢者や障がい者など持ち出しに困難を抱える方に対するごみ・資源物の持出し・収集システム

(3) 脱炭素社会に関するテーマ

- ・焼却処理施設から排出される二酸化炭素の分離回収・活用システム

6 その他の取組み

(1) 広域連携

- ・近隣市町との相互協力・連携の観点から、災害時相互協力協定等により、福岡市のごみ処理に支障を及ぼさない範囲でごみ処理を受託します。
- ・また、福岡都市圏17市町で構成する福岡都市圏環境行政推進協議会において、相互連携を図り、効率的・効果的な環境行政を進めるとともに、周辺市町とともに循環型社会の形成に貢献します。

(2) 国際貢献

- ・福岡大学との共同開発による廃棄物埋立技術である福岡方式（準好気性埋立構造）を軸に、独立行政法人国際協力機構（JICA）や国連ハビタット、大学・研究機関等との連携による技術協力を展開します。

(3) 技術の継承

- ・廃棄物処理における技術水準の維持・向上を図るため、OJTを中心とした技術継承に取り組みます。

(4) 産業廃棄物対策

- ・産業廃棄物の再利用・再資源化の推進を図るとともに、排出事業者及び処理事業者への立入指導を継続的に行い、適正処理の徹底を図ります。

第5章 ごみ処理体制

1 ごみ処理に関する基本的事項

(1) 分別収集・資源物回収

① 戸別収集

- ・ごみの分別収集については、ごみを夜間に戸別収集していることを踏まえ、市民に分かりやすく、取り組みやすい分別とするため、以下の表に定める、家庭ごみについては5分別により収集した後、東部及び西部の資源化センターで「燃えないごみ」から鉄・アルミを選別するとともに、「空きびん・ペットボトル」は選別処理施設でペットボトルと空きびん(無色・茶色・その他)の4種類に選別し、最終的に10の区分で処理します。
- ・事業系ごみについては3分別により収集するものとします。
- ・分別区分は、国の動向を踏まえながら、コストや環境負荷、再生技術の確立、再生品の需要や市場性、資源物回収ルートや施設の整備状況、減量効果などを総合的に勘案して決定することとします。

■ 図表 35 ごみの分別区分

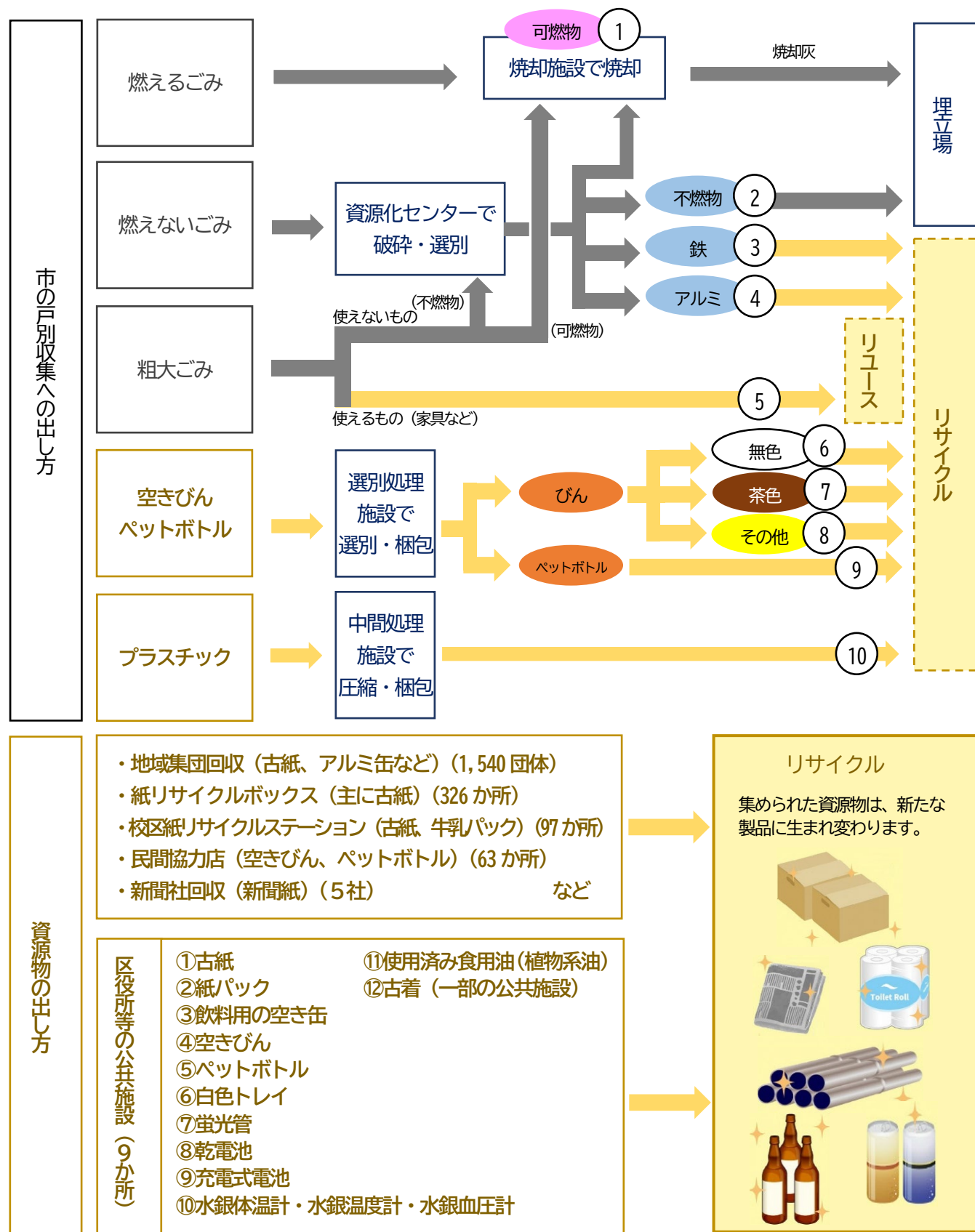
区 分		内 容
家庭ごみ	燃えるごみ	家庭から排出される台所ごみ、ゴム類、皮革類などのごみ
	燃えないごみ	家庭から排出される金属類、ガラス類、陶器類などのごみ
	粗大ごみ	家庭から排出される家具や家電製品などの大型ごみ (ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く)
	空きびん・ペットボトル	家庭から排出される飲料・酒類・調味料などのガラスびんと 飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル
	プラスチック	家庭から排出されるお菓子の袋、食品トレイなどのプラスチック製容器包装と風呂・洗面用具、収納用品などのプラスチック製品
事業系ごみ	燃えるごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ
	燃えないごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ
	古紙	会社・商店などの事業所から出される再生可能な古紙
公共系ごみ	燃えるごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えるごみ
	燃えないごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えないごみ

※プラスチックの分別収集は2026年度(令和8年度)中に開始予定。

② 資源物回収・拠点回収

- ・地域集団回収や地域の回収拠点、スーパーマーケットなどの民間協力店において資源物を回収し、リサイクルを促進します。
- ・民間事業者と連携して使用済小型電子機器の回収に取り組み、レアメタルなどの資源循環を促進します。
- ・区役所等9か所の公共施設において、資源物を回収します。

■ 図表 36 家庭から排出されるごみ・資源物の出し方と処理の流れ



※地域集団回収の実施団体数等は 2019 年度（令和元年度）時点のもの。

③ 収集運搬計画

- ・福岡市が整備する収集運搬の区分と体制は図表 37 のとおりとします。
- ・収集運搬業者への指導や作業体制・器材の見直しなどにより、効率的な収集運搬体制を確保します。

■ 図表 37 収集運搬の区分と体制

種類		処理主体	排出方法	収集回数	収集方法
家庭 ごみ	燃えるごみ	市 (委託)	指定袋	週 2 回	市の委託による 戸別収集 又は 自己搬入
	燃えないごみ			月 1 回	
	粗大ごみ		粗大ごみ処理券 を添付又は 市長が指示する 方法	申込みの 都度	
	空きびん・ ペットボトル		指定袋	月 1 回	
	プラスチック			週 1 回	
事業系 ごみ	燃えるごみ	許可業者又は 排出者	中身が見える袋	—	排出者が 自ら運搬する 又は 許可業者による 戸別収集
	燃えないごみ				
	古紙	許可業者、 排出者又は 収集運搬業者	許可業者又は 収集運搬業者が 指定する方法		排出者が 自ら運搬する、 許可業者による 戸別収集 又は 収集運搬業者が 指定する方法
公共系 ごみ	燃えるごみ	市 (委託)	—	必要に 応じて	市の委託
	燃えないごみ				

※上記において、「許可業者」とは、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物収集運搬業許可業者、「収集運搬業者」とは廃棄物処理法第7条第1項ただし書きに定める専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（専ら物）として、古紙のみの収集又は運搬を業として行う者をいう。

※プラスチックの分別収集は 2026 年度（令和 8 年度）中に開始予定。

コラム

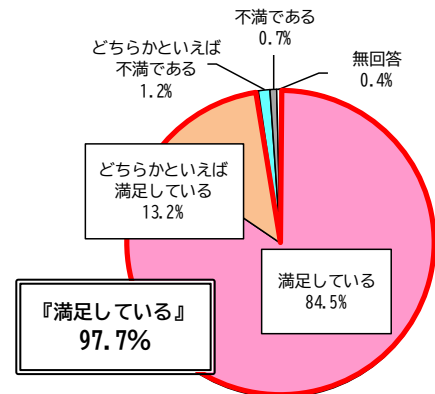
夜間収集とごみの分別

●夜間収集の歴史

福岡市のごみの収集は、明治から昭和の初期にかけては、肥料や家畜の飼料に利用するため、農業従事者などが行っていました。このときの、農作業等の本業にとりかかる前の早朝にごみ収集を行ったことが夜間収集の前身となっています。

夜間収集への本格的な移行は、モータリゼーションの幕開けといわれた昭和32年頃からで、それ以前にごみ収集に使用されていた馬車から三輪車に代わったことで、年々深刻化する交通渋滞を避け、交通量の少ない深夜に作業することが可能となりました。

令和元年度の市政アンケート調査では、家庭ごみの夜間収集について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した方の合計は97.7%となっています。



2019年度市政アンケート結果

●夜間収集の効果

全国的にも珍しい福岡市の夜間収集は、日中の交通量が多い時間帯を避け、効率的であるだけでなく、カラス等の小動物によるごみ散乱も回避でき、都市美観の確保に効果があります。

さらに、収集時における不審者や火災等目撃情報の即時通報など、夜間の防犯対策にも貢献しています。

●ごみの分別

福岡市では、家庭ごみは5分別で排出されていますが、これは、ごみ処理やりサイクルに係るコストや環境負荷を考慮するとともに、市民の転入者が多いという福岡市の都市特性を踏まえ、夜間収集を円滑に行うために、分かりやすく、かつ、取り組みやすい分別としているものです。

また、収集された燃えないごみや粗大ごみは、市の資源化センターで鉄・アルミを選別回収し、空きびんとペットボトルは、選別処理施設でびんを色ごとに無色・茶色・その他の3つに選別しており、最終的には10区分に分けられています。

(2) 中間処理

① 中間処理の基本方針

- ・福岡市の各施設においては、ごみを安定的・計画的・経済的に処理するため、十分な保守点検期間の確保など処理能力を維持する対策を講じ、適切に運転・管理します。
- ・古紙や食品廃棄物などの資源化可能なごみについては、民間施設も活用し、再生利用を促進します。

② 中間処理の体制

- ・収集効率を考慮するとともに、事故や故障、風水害等の災害による緊急事態にも対応できる安定的な中間処理体制を確保することを基本とします。

■ 図表 38 中間処理施設（2021 年度（令和3年度）時点）

【焼却処理施設】

施設名	所在地	型 式	施設規模	発電能力
西部工場 (クリーンパーク・西部)	福岡市西区 大字拾六町 1191番地	連続運転 ストーカ式焼却炉	750トン/日	10,000kW
臨海工場 (クリーンパーク・臨海)	福岡市東区 箱崎ふ頭 四丁目13番42号	連続運転 ストーカ式焼却炉	900トン/日	25,000kW
玄界島焼却場	福岡市西区 大字玄界島 タテバサキ310-2	間欠運転 ストーカ式焼却炉	1トン/8h	—
東部工場 (クリーンパーク・東部)	福岡市東区 蒲田 五丁目11番2号	連続運転 ストーカ式焼却炉	900トン/日	29,200kW
福岡都市圏南部工場 (クリーン・エネ・パーク南部)	春日市 大字下白水 104番地の5	連続運転 ストーカ式焼却炉	510トン/日	16,700kW

※東部工場の建設・運営は株式会社福岡クリーンエナジーで実施

※福岡都市圏南部工場の建設・運営は福岡都市圏南部環境事業組合¹⁶で実施

【生ごみ処理施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
小呂島生ごみ 処理場	福岡市西区 大字小呂島 字神の下63番1号	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)	30kg/日
	福岡市西区 大字小呂島 306-2番地	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)	20kg/日

¹⁶ 福岡都市圏南部環境事業組合：

福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市の5市で構成する一部事務組合。

【破碎選別処理施設】

施設名	所在地	型 式	処理能力
東部資源化センター (クリーンパーク・東部)	福岡市東区 蒲田 五丁目11番1号	回転式破碎機	100トン/5h
西部資源化センター (クリーンパーク・西部)	福岡市西区 大字拾六町 1191番地	回転式破碎機	100トン/5h

【空きびん・ペットボトル選別等処理施設】

施設名	所在地	処理能力
大和株式会社 空きびん・ペットボトル選別等処理施設	古賀市 薬王寺 1719番地の1	38トン/7h
株式会社環境開発 空きびん・ペットボトル選別等処理施設	福岡市西区 大字太郎丸 801番地の1	38トン/8h

【中継保管施設】

施設名	所在地	保管容量	面積
空きびん・ペットボトル中継保管施設	福岡市東区 蒲田 五丁目14番2号	341m ³	—
ストックヤード 廃家電、廃蛍光管 及び 廃白色トレイ保管施設	福岡市東区 蒲田 五丁目11番1号	—	540m ²

③ 中間処理の方法

ア 市による再生処理

- ・燃えないごみ・粗大ごみについては、東西の資源化センターにおいて、可燃物、不燃物、鉄及びアルミの4種類に破碎選別後、可燃物は焼却処理、不燃物は埋立処分し、鉄、アルミ及びその他の有価物については再資源化業者への売却を行います。
- ・空きびん・ペットボトルについては、市が委託した民間施設において、ペットボトル、無色びん、茶色びん及びその他のびんの4種類に選別し、それぞれ再生利用を図ります。
- ・再使用可能な粗大ごみについては、臨海3Rステーションにて市民に提供します。

イ 民間施設を活用した再生処理

- ・古紙、食品廃棄物、木くず等について、民間施設を活用し、再生利用を図ります（図表39）。

■ 図表 39 民間再資源化施設（2021 年度（令和3年度）時点）

【せん定枝等再資源化施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
木材開発株式会社 木くず破碎施設	福岡市東区 東浜 二丁目85番25号	破碎	39.0トン/日
中山リサイクル産業株式会社 木くず破碎施設	福岡市東区 箱崎ふ頭 四丁目13番1号	破碎	40.41トン/日
有限会社南部グリーンサービス せん定樹木破碎施設	福岡市南区 桧原 五丁目17番30号	破碎	4.56トン/日
株式会社梶原組 刈草、せん定樹木等破碎施設	福岡市城南区 南片江 六丁目21番8号	破碎	4.48トン/日
早良西造園協同組合 せん定樹木破碎施設	福岡市西区 大字羽根戸 786番地の1	破碎	4.56トン/日

※破碎後は堆肥化等により資源化する。

【食品廃棄物再資源化施設（飼料化）】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
株式会社環境エージェンシー 食品廃棄物再資源化施設	福岡市西区 大字太郎丸 字上割795番地1、795番地2	攪拌・乾燥	28トン/日

【古紙再資源化施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
福岡市一般廃棄物リサイクル センター株式会社 紙類等圧縮梱包施設 (福岡市リサイクルベース)	福岡市博多区 西月隈 四丁目1番7号	圧縮・梱包	124.8トン/日

ウ 焼却処理・熱回収

- ・再生処理できるもの以外の燃えるごみについては焼却処理を基本とします。
- ・焼却処理の際、熱回収による廃棄物発電を行い、脱炭素社会の構築を推進します。

④ 適切な運転・整備

- ・ごみを適切に受け入れ、環境に配慮した運転管理に努めるとともに、定期的に点検・整備を行い、安定的・計画的なごみ処理を実施します。
- ・処理能力の維持対策などにより、施設の機能低下を抑えます。

(3) 最終処分

① 最終処分の基本方針

- ・埋立場については、周辺環境に十分配慮しながら適正に維持管理します。

② 最終処分の体制

- ・収集運搬の効率化や地震や風水害等の災害による緊急事態へ対処するため、東西2か所の埋立場を確保するとともに、福岡都市圏南部最終処分場の3か所にて最終処分を実施します(図表40)。

■ 図表40 最終処分場(埋立場)(2021年度(令和3年度)時点)

埋立場名	所在地	埋立面積	埋立容量
東部(伏谷)埋立場	糟屋郡久山町 大字山田 1431 番地の1	約22.5 万㎡	約510 万トン
西部(中田)埋立場	福岡市西区 今津 4439 番地	約18 万㎡	約238 万トン
福岡都市圏南部最終処分場	大野城市 大字中 906-12 番地	約15.2 万㎡	約52 万m ³

※福岡都市圏南部最終処分場の建設・運営は福岡都市圏南部環境事業組合で実施

③ 適切な維持・整備

- ・搬入物の適正搬入を推進し、定期的に施設の点検・整備を行うことによって、適切な維持管理に努めるとともに、搬入物の資源化に努め、埋立場の延命化を図ります。

④ 跡地利用

- ・埋立場跡地については、既に農地や福祉施設等として有効に活用しており、引き続き、環境との調和を図りながら有効活用を進めます。

2 施設整備の基本方針

(1) 計画的な整備

- ・ごみの長期的かつ安定的な適正処理を確保するため、本計画の策定及び進行管理において把握したごみの要処理量や災害廃棄物の発生予測量などを踏まえて、必要となる施設規模を検討し、計画的に施設整備を行います。
- ・清掃工場の施設整備においては、災害時の防災拠点・エネルギー拠点として、災害時を含めた発電電力の有効な活用策などについても検討します。また、ごみ発電効率の向上やごみ処理過程における温室効果ガスの排出量の削減、資源物の回収を考慮した機能を有することにより、持続可能な施設となるよう整備を進めます。
- ・老朽化が進行している西部工場については、西部地区の安定的なごみ処理体制を確保するため、現工場での処理を継続しながら再整備を行うこととし、時期や手法について検討を進めます。
- ・資源化センターについては、ごみ量等を踏まえた上で計画的な整備を行うとともに、火災によるリスクの低減を図るなど、安全・安心な処理体制の構築に努めます。
- ・最終処分場については、搬入物の資源化や既存の最終処分場の効率的な埋め立てによる延命化を図るとともに、残余容量を考慮しながら、安定的な埋立容量の確保に努めます。

(2) アセットマネジメントを活用した既存施設の効率的な運用

- ・既存のごみ処理施設は、延命化などによる効率的な運用を図るアセットマネジメントを活用し、コスト削減を行います。なお、施設の老朽化に伴う大規模修繕時等においては、省エネルギー化などの機能向上を検討します。

(3) ごみ処理施設の配置バランスと規模の適正化

- ・ごみ処理施設については、効率的な収集運搬の観点や災害時のリスク分散を踏まえて配置を検討するとともに、ごみの減量や資源化を進めた上で、適正な規模となるよう整備を図ります。

(4) 環境教育・環境学習の機能

- ・ごみ処理施設は、環境教育・環境学習機会の提供等、ごみの減量や資源化を進める上で必要となる機能を有する施設として整備を行います。

(5) 広域的な処理

- ・周辺市町とは、従前からごみ処理や水道など相互の課題解決のために協力体制を築いており、久山町に最終処分場を設置しているほか、関係5市で構成している福岡都市圏南部環境事業組合において、清掃工場と最終処分場を管理運営しています。今後も互恵関係の構築を踏まえながら、連携について、検討し、適正なごみ処理体制を確保します。

■ 図表 41 環境局施設配置図（2021年度（令和3年度）時点）

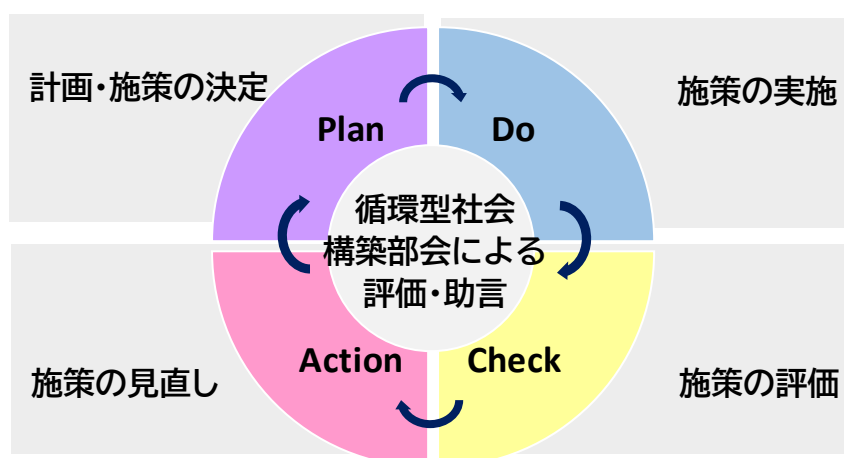


第6章 計画の進行管理

1 進行管理の方針

- ・本計画の確実な推進を図るため、PDCAサイクルを踏まえ、毎年度、施策の点検・評価を実施するとともに、2024年度（令和6年度）及び2025年度（令和7年度）には、第1期実行計画の検証及び第2期実行計画の策定を行うとともに、必要に応じて、長期ビジョンの見直しを検討します。
- ・専門的見地による第三者評価を行うため、「福岡市環境審議会循環型社会構築部会」にて、点検・評価を実施します。

■ 図表 42 PDCAサイクルによる計画の進行管理



2 数値目標と取組指標による進行管理と進捗状況の公表

- ・進行管理にあたっては、進捗状況の客観的かつ合理的な評価を実施するため、可能な限り、具体的・定量的な数値目標と取組指標により行います。
- ・市民・事業者の意識向上とごみ減量・リサイクルの行動を促進するため、毎年度、計画の進捗状況を公表するとともに、積極的に広報・啓発に活用します。

2 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の基本方針

福岡市の下水道普及率は2020年度（令和2年度）末で99.7%と100%近くに達しているため、し尿及び浄化槽汚泥の処理量については、毎年度策定する実施計画にて定めることとし、本計画では生活排水処理の基本的な事項を定めます。

2 生活排水処理基本計画

(1) し尿（くみ取りを要するもの）及び浄化槽汚泥の処理

- ・くみ取りを要するし尿については、福岡市が収集運搬及び処分を行い、浄化槽汚泥については、許可業者が収集運搬し、市が処分します。

① 収集運搬計画

収集は下記のとおり行い、収集したし尿及び浄化槽汚泥は「(4)し尿処理施設の概要」に掲げる施設に運搬します。

区分	収集区域	収集回数	収集方法
し尿	市の区域	原則として月1回	市民の申込みにより市（委託）が戸別収集する。
浄化槽汚泥	市の区域	随時	浄化槽清掃後の汚泥を許可業者が戸別収集する。

② 中間処理及び最終処分計画

し尿処理施設に運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量を汚泥脱水機で固液分離し、分離液は生物処理後、希釈し、公共下水道に放流します。脱水汚泥は清掃工場で焼却処理し、熱エネルギーを回収します。

(2) し尿（くみ取りを要するもの）及び生活排水の処理

- ・下水道処理（集落排水設備処理等を含む）を基本とし、引き続き、下水道の整備を推進するとともに、排出者による処理については、生活排水からの汚濁物質の除去、浄化槽の適正な維持管理等を指導し、適正な処理を図ります。

(3) 市外からのし尿及び浄化槽汚泥の受入れ

- ・市外からのし尿及び浄化槽汚泥の受入れについては、原則として互恵関係のある近隣の市町からとします。ただし、災害時などにおいては、「一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書」等に基づき、市外のし尿及び浄化槽汚泥を受け入れます。

(4) し尿処理施設の概要

施設名	所在地	処理方式	資源化方式	計画日量
中部汚泥再生処理センター	福岡市中央区 那の津二丁目11番3号	固液分離処理方式 （下水道放流）	助燃材	65kL/日

資料編

第1部 福岡市の概況

1 人口動態

(1) 人口の推移と昼間・夜間人口比率

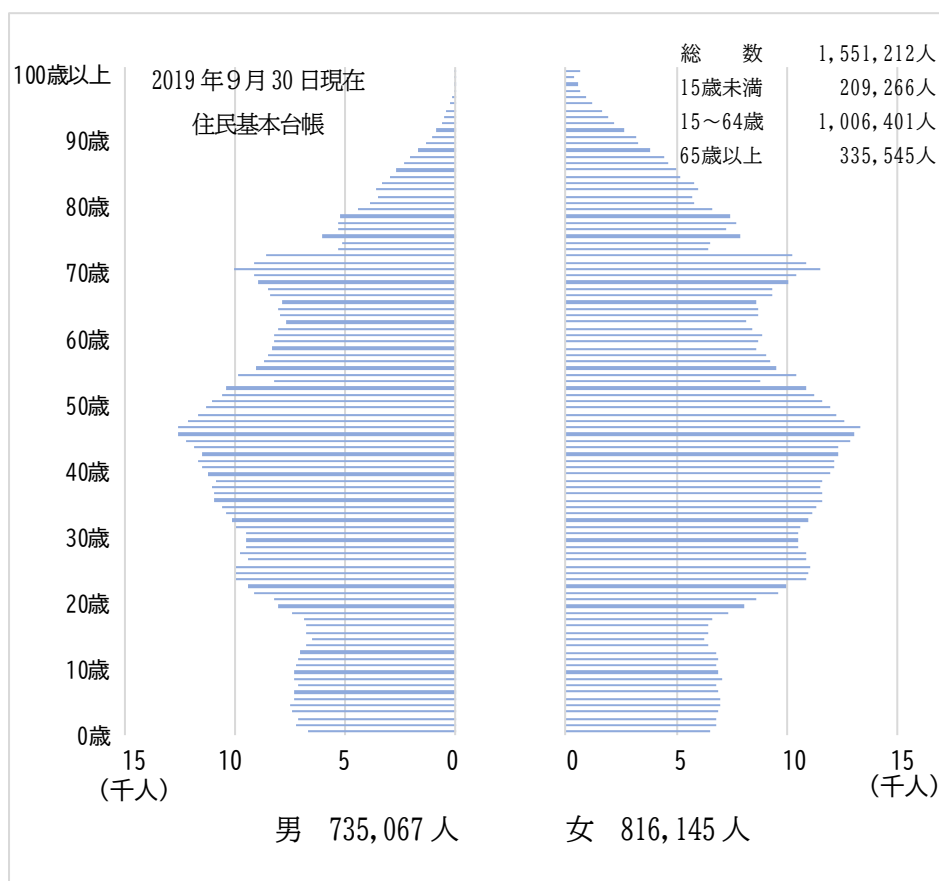
各年度の人口（10月1日付推計人口）、世帯数及び昼夜間人口比率は次のとおりです。

（単位：人口＝人、世帯数：世帯）

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
人口	1,494,603	1,509,842	1,524,053	1,538,681	1,553,778	1,567,189	1,579,450	1,592,657
世帯数	729,869	741,839	752,654	764,820	778,562	792,526	805,501	820,163
昼夜間人口比率	111.9% （2010年度国勢調査） 昼間人口：1,637,813人 夜間人口：1,463,743人			110.8% （2015年度国勢調査） 昼間人口：1,704,218人 夜間人口：1,538,681人				

出典：福岡市推計人口、国勢調査

(2) 人口分布



(3) 高齢人口（登録人口）の推移

(単位：人、各年の人数は9月30日現在)

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
65歳以上 登録人口	263,624	276,340	290,258	301,875	312,314	320,932	329,107	335,545

出典：福岡市住民基本台帳

(4) 福岡市内に所在する大学、短期大学、専修学校等の在学者数の推移

(単位：人)

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
大学	72,360	72,453	72,211	72,332	72,243	72,511	72,687	72,980
短期大学	4,716	4,713	4,762	4,753	4,768	4,558	4,323	4,209
専修学校 各種学校	32,098	34,067	33,767	33,691	33,685	33,772	32,878	33,328
合計	109,174	111,233	110,740	110,776	110,696	110,841	109,888	110,517

出典：福岡市統計書

(5) 外国人数の推移

(単位：人、各年の人数は9月30日現在)

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
外国人数	24,155	25,963	27,459	28,818	30,990	34,114	36,310	38,383

出典：福岡市住民基本台帳

(6) 政令指定都市における15～29歳人口の割合

(単位：人)

都市名	登録人口	15～29歳人口	15～29歳が占める割合
福岡市	1,538,681	268,464	17.4%
札幌市	1,952,356	296,105	15.2%
仙台市	1,082,159	184,902	17.1%
さいたま市	1,263,979	198,913	15.7%
千葉市	971,882	141,991	14.6%
横浜市	3,724,844	569,906	15.3%
川崎市	1,475,213	247,250	16.8%
相模原市	720,780	116,356	16.1%
新潟市	810,157	119,248	14.7%
静岡市	704,989	96,438	13.7%
浜松市	797,980	110,306	13.8%
名古屋市	2,295,638	361,637	15.8%
京都市	1,475,183	254,201	17.2%
大阪市	2,691,185	427,029	15.9%
堺市	839,310	120,168	14.3%
神戸市	1,537,272	225,525	14.7%
岡山市	719,474	117,623	16.3%
広島市	1,194,034	179,998	15.1%
北九州市	961,286	133,137	13.8%
熊本市	740,822	119,086	16.1%

出典：2015年度国勢調査

2 産業特性

(1) 政令指定都市における市内総生産に占める第3次産業の比率（2017年度）

（単位：億円）

都市	市内総生産（名目）	第3次産業	構成比
福岡市	78,043	71,285	91.3%
札幌市	69,157	61,089	88.3%
仙台市	53,880	44,957	83.4%
さいたま市	44,776	38,081	85.0%
千葉市	38,320	31,933	83.3%
横浜市	136,999	113,922	83.2%
川崎市	63,651	44,474	69.9%
新潟市	31,457	24,492	77.9%
静岡市	33,004	22,923	69.5%
浜松市	31,766	20,931	65.9%
名古屋市	134,394	114,553	85.2%
京都市	66,008	48,094	72.9%
大阪市	200,259	173,867	86.8%
堺市	32,460	20,059	61.8%
神戸市	65,470	47,817	73.0%
岡山市	28,578	22,832	79.9%
広島市	56,731	43,420	76.5%
北九州市	37,188	26,570	71.4%
熊本市	25,439	21,255	83.6%

出典：各市市民経済計算（相模原市は非公表、静岡市は静岡県統計資料による）

(2) 入込観光客数

（単位：万人）

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
宿泊客	580	631	727	805	826
日帰り客	1,275	1,343	1,323	1,329	1,315
入込観光客数	1,855	1,974	2,050	2,134	2,141

出典：福岡市観光統計

(3) 国際会議開催数

（単位：件）

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
開催件数	336	363	383	296	293

出典：日本政府観光局（JNTO）国際会議統計

(4) ホテル・旅館の客室数

(単位：客室数＝室、定員数＝人)

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
客室数	24,495	24,502	25,522	28,329	32,386
定員数	38,308	39,022	41,680	48,084	60,056

出典：福岡市観光統計

(5) 福岡空港の乗降客数

(単位：人)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
乗降客数	21,367,726	22,318,827	23,979,222	24,845,458	23,035,578

出典：国土交通省空港管理状況調査

(6) クルーズ船寄港回数

(単位：回)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
外国航路	245	314	310	264	205
内国航路	14	14	16	15	24
合計	259	328	326	279	229

出典：福岡市観光統計

(7) 主要観光施設の入込状況

(単位：人)

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
JR 博多シティ	48,430,000	48,560,000	69,797,000	72,032,000	66,932,519
キャナルシティ博多	15,300,000	16,480,000	16,380,000	17,000,000	16,570,000
マリノアシティ福岡	6,000,000	6,000,000	5,700,000	5,300,000	5,560,000
博多リバレイン (イニミニマニモ)	3,396,000	3,669,000	3,675,000	3,736,000	3,874,000
福岡ヤフオク！ドーム	3,158,774	3,168,462	3,096,961	3,326,521	3,041,752

※各施設へ照会を行ったものであり、カウント方法は施設ごとに異なる。

※キャナルシティ博多の人数は2016年まで年度集計。

※マリノアシティ福岡の2018年の人数は2017年11月1日から2018年3月31日まで。

出典：福岡市観光統計

第2部 ごみ処理等の状況

1 ごみ量の推移

(1) 家庭ごみ

(単位：トン)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
燃えるごみ	271,901	271,848	269,622	271,195	265,964	265,679	265,825	268,796
燃えないごみ	11,709	12,579	14,184	14,331	14,868	15,524	16,440	17,014
粗大ごみ	3,596	3,863	3,910	4,252	4,496	4,772	5,608	6,268
ごみ処理量	287,206	288,290	287,716	289,778	285,328	285,975	287,873	292,078
対前年度比	1,328	1,084	▲ 574	2,062	▲ 4,450	647	1,898	4,205
空きびん・ペットボトル	9,477	10,125	10,330	10,676	10,877	11,083	11,218	11,249
合 計	296,683	298,415	298,046	300,454	296,205	297,058	299,091	303,327
対前年度比	1,435	1,732	▲ 369	2,408	▲ 4,249	853	2,033	4,236

(2) 事業系ごみ

(単位：トン)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
一般廃棄物	240,545	241,244	241,088	239,341	242,495	229,466	225,425	216,959
可燃ごみ	220,730	219,804	220,869	219,682	221,581	211,691	207,914	199,222
不燃ごみ	19,815	21,440	20,219	19,659	20,914	17,775	17,511	17,737
産業廃棄物※	35,148	39,647	41,678	41,283	42,271	57,662	63,322	55,936
可燃ごみ	29,215	32,993	34,226	31,798	31,318	44,214	48,007	40,982
不燃ごみ	5,933	6,654	7,452	9,485	10,953	13,448	15,315	14,954
ごみ処理量	275,693	280,891	282,766	280,624	284,766	287,128	288,747	272,895
対前年度比	526	5,198	1,875	▲ 2,142	4,142	2,362	1,619	▲ 15,852

※産業廃棄物は市による処理量

(3) 原単位

(単位：家庭ごみ＝g/人・日、事業系ごみ＝kg/所・日、人口＝万人、事業所数＝万事業所)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
家庭ごみ (人口)	526 (149.5)	523 (151.0)	517 (152.4)	515 (153.9)	503 (155.4)	500 (156.7)	499 (157.9)	501 (159.3)
事業系ごみ (事業所数)	16 (4.8)	15 (5.0)	15 (5.1)	15 (5.2)	14 (5.4)	14 (5.6)	14 (5.7)	13 (5.9)

※事業所数は法人市民税における課税事業所数

(4) 埋立処分量

(単位：トン)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
埋立処分量	109,690	115,519	116,293	111,199	109,446	110,387	113,517	110,858

2 リサイクル量の推移

(単位：トン)

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
家庭	地域集団回収等	46,686	45,241	40,265	38,686	37,421	34,515	32,398	30,717
	民間協力店（空きびん・ペットボトル）	2,112	2,174	2,148	2,183	2,167	2,126	1,997	1,996
	生ごみ処理機等購入費助成	962	928	679	532	421	332	238	173
	空きびん・ペットボトル戸別回収	7,210	7,786	8,014	8,318	8,521	8,759	8,999	9,071
	スーパーマーケット等による店頭回収	956	1,049	1,556	1,471	977	1,898	2,754	2,927
	鉄・アルミの資源化（C）※	3,667	3,977	4,695	4,428	5,023	5,715	5,989	6,347
	廃食用油のボックス回収	—	1	1	1	2	2	3	2
	蛍光灯・乾電池のボックス回収	—	—	—	9	20	25	38	42
	使用済小型家電回収	—	—	—	45	46	57	84	104
	古着の回収	—	—	—	—	9	13	17	24
小 計	61,593	61,156	57,358	55,673	54,607	53,442	52,517	51,403	
事業系	事業所ごみ減量事業（食品残さを除く）	97,800	96,400	98,400	96,700	95,300	93,200	92,700	90,600
	小規模事業者の古紙及び機密書類の資源化促進	72,606	80,174	81,354	94,186	92,400	98,251	96,859	86,543
	市庁舎内古紙回収	1,576	1,562	1,562	1,585	1,523	1,447	1,605	1,696
	市直営資源回収（空きびん・ペットボトル）	38	39	30	31	34	29	27	21
	公共施設資源回収（蛍光灯・乾電池）	11	13	12	9	9	9	9	8
	緑のリサイクル	3,856	3,832	4,110	4,043	2,358	2,227	5,471	9,959
	鉄・アルミの資源化（C）※	2,357	2,440	2,766	2,747	2,815	2,767	2,626	2,508
	食品廃棄物の資源化	5,055	4,757	5,319	6,470	6,537	7,287	7,015	7,297
	工場での古紙回収（C）※	219	212	216	193	176	153	134	110
	紙おむつの資源化	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	183,518	189,429	193,769	205,964	201,152	205,370	206,446	198,742	
ごみのリサイクル量（A）（上記項目の合計）		245,111	250,585	251,127	261,637	255,759	258,812	258,963	250,145
ごみ処理量（B）（本市ごみ搬入量より資源物等を除いた量）		562,899	569,181	570,482	570,402	570,094	573,103	576,620	564,973
ごみ発生量（A+B-C=D）		801,767	813,137	813,932	824,671	817,839	823,280	826,834	806,153
リサイクル率（A/D）		30.6%	30.8%	30.9%	31.7%	31.3%	31.4%	31.3%	31.0%

※Cについては、福岡市施設でごみとして処理された後にリサイクルされており、ごみ処理量（B）に含まれているため、二重計上を避けるため、ごみ発生量から差し引いている。

※鉄・アルミの資源化量は処理施設への搬入量を家庭ごみと事業系ごみに按分した。

3 組成

(1) 家庭系可燃ごみの組成

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
資源化可能な古紙	16.6%	18.3%	19.1%	16.6%	16.4%
資源化困難な古紙	21.0%	16.8%	18.2%	17.8%	17.0%
食品廃棄物	30.2%	30.8%	31.7%	29.7%	30.1%
プラスチック類	18.9%	20.6%	18.6%	20.6%	21.4%
木片わら類	6.1%	3.8%	5.0%	6.1%	6.1%
繊維類	6.1%	7.5%	6.2%	7.8%	7.8%
その他	1.1%	2.2%	1.2%	1.4%	1.2%

(2) 事業系可燃ごみの組成

	資源化可能な古紙	資源化困難な古紙	繊維類	プラスチック類	ゴム・皮革類	木片わら類	食品廃棄物	その他
2019年度	26.4%	15.9%	1.5%	22.5%	0.8%	3.7%	25.5%	3.6%

(3) 家庭系不燃ごみの組成

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
金属類	31.3%	30.2%	33.9%	34.0%	36.5%
家電製品	13.0%	14.7%	16.0%	17.7%	21.6%
ガラス類	31.8%	28.4%	25.8%	26.0%	19.5%
土砂・がれき類	14.5%	16.6%	13.1%	12.5%	13.0%
プラスチック類	4.8%	5.2%	6.9%	5.6%	5.6%
その他	4.6%	4.9%	4.3%	4.2%	3.8%

(4) 家庭系不燃ごみに含まれる蛍光管、乾電池の割合

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
蛍光管	1.2%	0.8%	0.5%	0.5%	0.3%
乾電池	1.6%	1.7%	1.4%	1.3%	1.4%

(5) 家庭系不燃ごみに含まれるエアゾール缶の排出状況

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
穴あき	13.5%	18.5%	15.9%	13.3%	18.5%
使い切り	76.2%	67.4%	73.7%	78.1%	73.8%
残留物あり	10.2%	14.1%	10.4%	8.6%	7.8%

※割合は本数ベース

4 家庭用可燃ごみ袋の販売枚数

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
45 リットル	44,723,160 枚	44,873,690 枚	45,374,800 枚	45,613,500 枚	46,260,730 枚
30 リットル	20,715,730 枚	21,670,760 枚	22,299,380 枚	22,905,610 枚	23,832,850 枚
15 リットル	7,994,050 枚	8,457,510 枚	8,809,320 枚	8,932,480 枚	9,518,080 枚
合計	73,432,940 枚	75,001,960 枚	76,483,500 枚	77,451,590 枚	79,611,660 枚

5 ごみ処理経費

(1) ごみ処理経費の推移

(単位：億円)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
収集運搬	96.0	96.5	97.0	97.9	100.3
焼却	113.7	118.0	96.0	105.3	102.1
破碎・選別	14.3	13.8	13.9	11.1	11.3
埋立処分	21.1	20.8	19.7	19.6	19.7
合計	245.0	249.0	226.6	233.8	233.5

※端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

(2) 可燃ごみ1トンあたりの処理コスト

(単位：円)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
中間処理	13,919	16,746	13,696	15,015	14,639
最終処分	2,471	2,511	2,376	2,228	2,389
合計	16,390	19,257	16,072	17,243	17,028

(参考) 燃えるごみ1袋(45リットル)あたり処理コスト※

(単位：円)

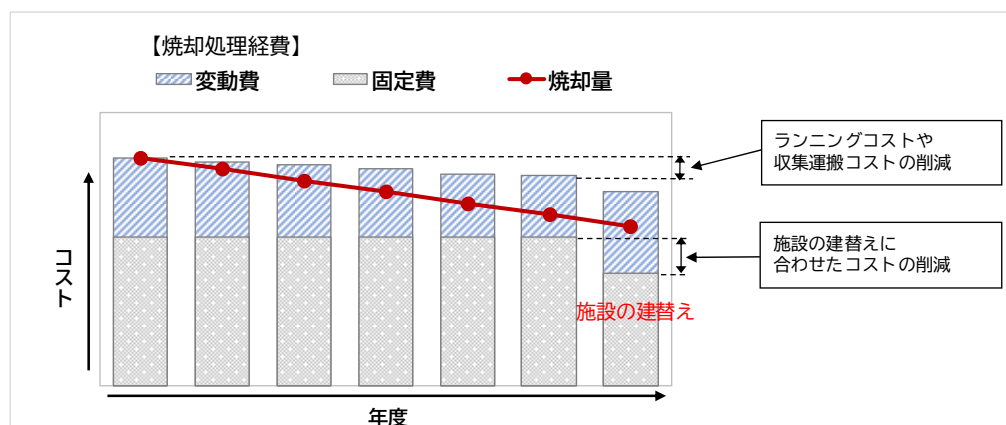
	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
処理コスト	186	201	187	193	176

※収集運搬、中間処理、最終処分経費を1袋あたりの平均重量で除した金額。

【参考】ごみ減量とごみ処理コスト

ごみ処理に係るコストは、光熱水費や薬品費などのごみ処理に応じて変わる変動費と人件費や施設費(工事費等)などのごみ処理量に関わらず発生する固定費に分けられます。

ごみを減量することで薬品費などの変動費が削減できるほか、長期的には市全体の施設規模を縮減することができ、数億円規模の費用削減効果が見込めます。



ごみ減量によるコスト削減のイメージ

第3部 ごみ処理量の将来推計等

1 ごみ処理量の将来推計

- ・ごみ処理量の将来推計については、既存施策を継続した場合のごみ処理量（1次推計）を算出し、そこから本計画に基づく新規施策等の効果を加味した推計（2次推計）を行いました。

（単位：トン）

年 度		2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
項 目				
1 次 推 計	ごみ処理量	565,000	559,000	569,000
	家庭ごみ	292,000	299,000	301,000
	事業系ごみ	273,000	260,000	268,000
	市民1人1日あたりの 家庭ごみ処理量	501 g/人・日	500 g/人・日	500 g/人・日
	1事業所1日あたりの 事業系ごみ処理量	13 kg/所・日	11 kg/所・日	11 kg/所・日
2 次 推 計	ごみ処理量	565,000	541,000	530,000
	家庭ごみ	292,000	292,000	287,000
	事業系ごみ	273,000	249,000	243,000
	市民1人1日あたりの 家庭ごみ処理量	501 g/人・日	488 g/人・日	476 g/人・日
	1事業所1日あたりの 事業系ごみ処理量	13 kg/所・日	11 kg/所・日	10 kg/所・日
人口		159.3 万人	163.8 万人	164.9 万人
事業所数		5.9 万事業所	6.4 万事業所	6.8 万事業所

※ごみ処理量は1,000 トン未満を四捨五入している。

2 リサイクル量の推計

- ・2次推計におけるごみ減量効果等を基にリサイクル量及びリサイクル率を推計しました。

（単位：トン）

年 度		2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
項 目				
リサイクル量 (A) (下記の項目の合計)		250,100	276,500	284,000
	家庭系リサイクル量	51,400	48,500	47,900
	事業系リサイクル量	198,700	228,000	236,100
ごみ処理量 (B)		565,000	541,000	529,600
ごみ発生量 (A+B-鉄・アルミ資源化量=C)		806,200	808,600	804,700
リサイクル率 (A/C)		31%	34%	35%
対基準年度		—	3%	4%

※リサイクル量、ごみ処理量及びごみ発生量については100 トン未満を四捨五入している。

3 リサイクル量の内訳

(単位：トン)

年 度		2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
項 目				
家庭系	地域集団回収等	30,717	25,777	23,429
	民間協力店（空きびん・ペットボトル）	1,996	1,996	1,996
	空きびん・ペットボトル戸別回収	9,071	10,218	11,118
	店頭回収の推進等（スーパー等との連携強化）	3,100	3,527	4,127
	鉄・アルミの資源化（C）※	6,347	6,660	6,792
	廃食用油のボックス回収	2	2	2
	蛍光灯・乾電池のボックス回収	42	66	86
	使用済小型家電回収	104	224	324
	古着の回収等	24	24	24
	小計	51,403	48,494	47,898
事業系	事業系古紙の資源化推進	177,143	183,403	184,773
	事業所ごみ減量（古紙・食品廃棄物除く）		18,600	19,500
	市庁舎内古紙回収	1,696	1,696	1,696
	公共施設資源回収	29	29	29
	木くずのリサイクル	9,959	11,759	11,759
	鉄・アルミの資源化（C）※	2,508	2,239	2,038
	食品廃棄物の資源化	7,297	10,297	16,297
	工場での古紙回収（C）※	110	—	—
	小計	198,742	228,023	236,092
ごみのリサイクル量（A）（上記の項目の合計）		250,145	276,517	283,990
ごみ処理量（B）		564,973	540,950	529,552
ごみ発生量（A+B-C=D）		806,153	808,568	804,712
リサイクル率（A/D）		31%	34%	35%

※Cについては、福岡市の処理施設でごみとして受け入れた後にリサイクルされていることから、ごみ処理量（B）に含まれることとなり、二重計上を避けるため、ごみ発生量から差し引いている。

※鉄・アルミの資源化については、処理施設の搬入量で家庭系と事業系に按分している。

第4部 用語集

用語	解説
2Rビジネス	シェアリングやリユース、サービサイジング（製品のサービス化）といった2R（リデュース、リユース）につながるビジネスモデルのこと。
3R	①リデュース（Reduce）、②リユース（Reuse）、③リサイクル（Recycle）の頭文字をとったもの。循環型社会の構築に向けて、①から③の優先順位で取り組む必要がある。
ESG投資	環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を含めて投資先の中長期的な企業価値を考慮する投資。2006年に国連環境計画・金融イニシアティブが責任投資原則（PRI）を提唱したことを機にESG投資が欧米を中心に急速に拡大した。
一般廃棄物	廃棄物のうち、産業廃棄物の以外のもの。主に日常生活に伴って発生するごみやし尿などが該当する。
拡大生産者責任	事業者が生産した製品について、廃棄後もその適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え。
環境市民ファンド	未来の子どもたちに美しい地球環境を残すために、ごみ減量・リサイクルや環境教育、啓発事業など様々な事業を実施するとともに、地域団体やNPO、ボランティア団体などが自主的に行う環境活動を支援するために福岡市が創設した「基金」。
環境配慮型商品	環境に配慮又は環境保全に貢献している商品。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
雑がみ	封筒や包装紙、お菓子の箱など、新聞紙・段ボール以外のリサイクル可能な紙類。
産業廃棄物	事業活動に伴い発生する廃棄物で、事業者が自ら処理しなければならないとされるもの。汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックその他政令で定められる20種類が該当する。
シェアリング	個人等が保有する活用可能な資産等をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して、他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。サーキュラーエコノミーの1つ。
事業系ごみ資源化推進ファンド	事業者の排出者責任を踏まえつつ、そのリサイクルに向けた取組みを支援することにより、循環資源の更なる利用を推進し、循環型社会の形成を進めるために福岡市が創設した「基金」。
持続可能な開発目標（SDGs）	2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際社会全体の開発目標（17の目標、169のターゲット）。2030年までの15年間で「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な問題に取り組むこととされている。
持続可能な消費	地域の活性化や雇用なども含む人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）。
循環経済（サーキュラーエコノミー）	従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形な経済活動から製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済のこと。

用語	解説
循環資源	廃棄物のうち有用なもの。
食品ロス	本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のこと。「食べ残し」や使用されずに捨てられた「手つかず食品」、野菜のへたなどを除去する際に大きく切り取られた「過剰除去」がある。
生分解性プラスチック	自然界に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的に水と二酸化炭素にまで変化する性質を持つプラスチック。
代替素材	バイオマスプラスチックや紙、セルロース等のプラスチック以外の再生可能な資源を原料とする素材。
地域循環共生圏	各地域が地域資源を活用する自立・分散型の社会を形成しつつ、地域間においてそれぞれの地域特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、資源の循環、生物多様性の確保、地域の活性化等を目指すという考え方。
特定事業用建築物	事業の用途に供される部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超える建築物。事業系一般廃棄物の減量を推進するため、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、廃棄物の減量等に関する計画書の提出等が義務付けられている。
バイオマス	生物由来の有機性の資源のうち化石資源を除いたもの。食品廃棄物、家畜ふん尿、下水汚泥、木質系廃棄物などは廃棄物系バイオマスとされる。
バイオマスプラスチック	植物などの再生可能な有機資源を原料としてつくられるプラスチック。
フードドライブ	家庭で使い切れない未利用の食品を集め、福祉施設など必要としている団体に提供する活動。
フードバンク	食品を取り扱う企業や農業生産者等から製造・流通过程などで出る余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の食品など、安全上は問題がなく、まだ十分食べられるにも関わらず廃棄されている食品（いわゆる「食品ロス」）の寄附を受け、無償で必要な人や団体に提供する活動。
福岡式循環型社会システム	ごみ問題を市民・事業者が自らの問題と捉え、市民・事業者・行政などの適切な役割分担のもとに、市民一人ひとりや各事業者の活力を活かし、自主性と自発性を尊重し、循環型社会を構築していくという考え方。
福岡方式（準好気性埋立構造）	福岡市と福岡大学の協力により開発された福岡市の埋立場で採用されている準好気性の埋立構造。施工も維持管理も簡易な特徴がある。
ワンウェイプラスチック	一度使用した後にその役目を終えるプラスチック製品や容器包装。
リフューズ（Refuse）	不要なものを断ること。リデュース（発生抑制）の1つであり、レジ袋やペットボトルなどのワンウェイプラスチックの削減において、重要な取組みとなる。